

## 令和5年第2回柳津町議会定例会会議録

令和5年6月7日第2回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番 磯 目 泰 彦	5番 岩 淵 清 幸	9番 鈴 木 吉 信
2番 新井田 順 一	6番 松 村 亮	10番 田 崎 信 二
3番 伊 藤 純	7番 伊 藤 昭 一	11番 齋 藤 正 志

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

### 3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について

一般質問（通告順）

報告第 1 号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

議案第 4 7 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号柳津町税条例の一部を改正する条例）

議案第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号令和 4 年度柳津町一般会計補正予算）

議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号令和 5 年度柳津町一般会計補正予算）

議案第 5 0 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号令和 5 年度柳津町一般会計補正予算）

議案第 5 1 号 令和 5 年度柳津町一般会計補正予算

議案第 5 2 号 令和 5 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 5 3 号 令和 5 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 5 4 号 令和 5 年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第 5 5 号 令和 5 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第 5 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告第 2 号 専決処分の報告について（専決第 3 号損害賠償の額の決定及び和解について）

報告第 3 号 専決処分の報告について（専決第 8 号福島県市町村総合事務組合規約の変更について）

報告第 4 号 令和 4 年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について  
議員の派遣について

議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について

議員提出議案第 2 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について

令和5年第2回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和5年6月7日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯 目 泰 彦	5番 岩 渕 清 幸	9番 鈴 木 吉 信
2番 新井田 順 一	6番 松 村 亮	10番 田 崎 信 二
3番 伊 藤 純	7番 伊 藤 昭 一	11番 齋 藤 正 志

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	建設課長 横井伸也
副町長 矢部良一	みらい創生課長 天野美穂
総務課長 菊地淳一	保育所長 佐藤清子
出納室長 天野一保	教育長 神田順一
町民課長 杉原満	教育課長 新井田理恵
地域振興課 観光商工係長	公民館長 田崎治
地域振興課 農林振興係長	山内健児

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋本千恵	主 査 鈴木勝久
-------------	----------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 町長の説明について

日程第5 陳情について

日程第6 一般質問（通告順）

## ◎開会及び開議の宣告

### ○議長

ただいまから、令和5年第2回柳津町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

初めに、6月5日付で荒明正一君より議員辞職願が提出されましたので、会議規則第99条の規定により同日議員辞職許可をいたしましたので、報告いたします。

## ◎会議録署名議員の指名について

### ○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

9番、鈴木吉信君、10番、田崎信二君、1番、磯目泰彦君、以上3名を指名いたします。

## ◎会期の決定について

### ○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から6月9日までの3日間と協議願ったところではありますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

### ○議長

賛成多数と認めます。

よって、本定例会の会期を本日から3日間とすることに決定いたしました。

## ◎諸般の報告について

### ○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより令和5年3月8日開会の第1回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

また、一般質問の中で「検討します等の答弁について」の報告については、議会全員協議会において報告書に基づき協議を行います。

次に、柳津町監査委員より、令和5年3月から5月までに関する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しはお手元にお配りのとおりでありますので、報告に代えます。

次に、「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情について」、「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情について」は、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町議会常任委員会所管事務調査の実施報告を求めます。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長、磯目泰彦君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、報告いたします。

令和5年度総務文教常任委員会現地調査報告。

5月16日、総務文教常任委員会の現地調査を実施しましたので、報告いたします。

初めに、町内の小学校、中学校を視察し、修繕状況と施設の現況について調査しました。

最初に、西山小学校を視察し、校長、町教育課長より説明を受けました。令和4年度に修繕した自然観察案内板や空調設備などを確認し、併せて、校舎施設の現況を確認しました。自然観察案内板には、美術館協力隊の図絵を使っており、地域と密着した関係性が感じられました。修繕箇所については仕様内容のとおり完了しており、修繕後は不具合もなく稼働しているとのことでありました。学校活動に支障が起きないように、定期的な施設の点検等を実施するようにとの意見が出ました。施設の現況については、玄関階段のタイル剥がれや玄関ポーチの外壁の剥がれなどが見られましたので、今後、段階的に修繕を実施していくよう要望いたしました。

次に、柳津小学校を視察し、校長、町教育課長より説明を受けました。令和4年度に修繕した空調設備や電気温水器、高圧ケーブル、変圧器などを確認し、併せて、校舎施設の現況を確認しました。修繕箇所については全て完了しておりましたが、各教室出入り口の引き戸や廊下サッシの開閉に支障があり、掃除用具入れが老朽化しておりましたので、順次修繕していくようにとの意見が出ました。また、照度検査で明るさが十分ではないとの結果が出ている教室については、段階的にLED化を進めてください。また、定期的に自己点検を実施するなど、修繕箇所の早期発見に努めてください。柳津小学校は特に経年劣化による損壊、破損箇所が多数見受けられましたので、修繕費年間10万円の当初予算を来年度以降、増額す

るよう要望いたします。

次に、会津柳津学園中学校を視察し、教頭、町教育課長より説明を受けました。こちらも令和4年度に修繕した空調設備、網戸設置などの確認と校舎施設の現況を確認いたしました。工事費が高額であり、工事内容からも規模の大きな修繕工事であったことがうかがえました。細かい修繕については、学校で随時対応していることも確認できました。照度や省エネルギー対策として段階的にLED化を進めていくこと、また、損傷、損壊箇所の早期発見のため自己点検を実施していくよう要望いたしました。

各小学校、中学校とも、校舎内及び外周の清掃状況、花壇の整備など大変行き届いており、今後も継続して管理していくことを期待いたします。

続いて、道の駅駐車場内に設置してあります消火栓の破損状況について視察し、総務課長、町担当職員より説明を受けました。凍結による破損であり、通常、水が出るところではない場所から水が漏れていることが判明し、万が一の火災に備えるために緊急性が高い修繕工事が必要であるとの説明がありました。町の観光施設内に設置されている消火栓でもあるため、有事の際の対策として早急に修繕工事を進めてください。

最後に、一王町商店街駐車場内に設置されました防火水槽の整備状況について視察し、総務課長、町担当職員より説明を受けました。この防火水槽は100トン級の規模であり、一王町、諏訪町、寺家町、門前町で火事が発生した場合、消火活動に大変有能であり、効果的であるとの説明がありました。町内は家屋が密集しており、火災の際には水不足も懸念され、延焼による人命や建物に損害を及ぼす危険性を有しております。この防火水槽は、火災対策として大いに期待できるものであることが確認できました。今後も、町消防団、消防署、関係機関等と協力し、町の安心・安全を守るため防火・防災対策に努めてください。

以上、多忙中にもかかわらず現地説明をしていただきました各校長、教頭、各課長、担当職員に御礼を申し上げ、総務文教常任委員会現地調査報告といたします。

以上です。

○議長

産業厚生常任委員会の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、伊藤 純君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

令和5年度産業厚生常任委員会現地調査報告。

5月8日、産業厚生常任委員会の現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

まず初めに、大峯林道沿線の現況確認をいたしました。この林道は全延長舗装となっておりますが、舗装厚が薄いため傷みやすく、また、狭いところも多いなど、改良工事が困難であり、現時点での対策としては、部分的な側溝の蓋掛けが有効であると考えられます。全体的に急勾配で長い道路でありますので、現場確認の上、危険箇所の計画的な修繕工事について要望しました。

次に、令和元年度の台風19号による銀山川赤谷地内河川災害復旧工事の竣工状況を確認いたしました。崩壊した箇所には、川底を約1メートルほど掘削し強固な擁壁を設置したとの説明があり、確認をいたしました。

次に、町道竜蔵庵上村線改良工事の竣工状況を確認いたしました。会津柳津学園中学校周辺の延長約200メートルほどの道路改良工事により、車両退避場やメッシュフェンス、マルチスリット式排水溝、散水式消雪設備などが整備されておりました。この路線は通学路でもあり、交通安全標識、停止線などの設置を要望いたしました。また、竜蔵庵側路肩のり面の一部が崩壊し、河川敷から道路までは急傾斜な崖となっており、復旧工事等は困難であるという説明がありました。このまま放置しておきますと、竣工した道路設備等を破壊する可能性があるため、早急に現場の調査を行い、復旧計画について議会に報告するよう求めました。そのほか、町内の道路に修繕が必要な箇所がありましたので、道路パトロール等を十分に実施するよう要望しました。

次に、JRより譲渡を受けた会津柳津駅舎と観光案内所の現状を確認いたしました。駅舎の改修工事が計画的に進んでいくと思われませんが、リニューアルする駅舎と観光案内所の役割についてなど、今後、検討する必要があると考えます。また、観光協会や関係団体等と協議をし、柳津町全域での観光ルートのパンフレットを作成するなどPRに努め、さらなる事業推進に期待いたします。なお、駅周辺の草木が大きくなっており、景観を損ねることが懸念されますので、計画的な除草・伐採等の実施についても検討してください。

最後に、多忙な中、現地説明に同行された各課職員、関係団体の皆様に対し厚く御礼を申し上げます、産業厚生常任委員会の現地調査の報告といたします。

以上です。

#### ○議長

広報常任委員会の報告を求めます。

広報常任委員長、新井田順一君。



○広報常任委員会委員長（登壇）

令和5年度広報常任委員会行政調査報告。

4月14日、只見町議会の広報広聴委員会を訪問して行った行政調査について報告いたします。

今回は、全国町村議会議長会の広報コンクールにおいて奨励賞を2回受賞し、県内でも高い評価を受けている只見町議会の議会だよりについて研修し、今後の当町議会だより編集業務に資する目的で行われました。

まず初めに、只見町議会広報広聴常任委員会の小沼委員長に当町常任委員会から事前に提出いたしました質問事項に答えていただき、続いて、只見町議会だよりの編集方法について具体的に説明を受けました。

只見町議会では、10年以上前から議会改革の一環として広報編集委員会を広報広聴常任委員会に格上げし、議会だよりの編集については、事務局主導から常任委員会主導に切り替えておりました。各定例会開始前に常任委員会を開催し、各ページの作成担当者を決めてから議会に臨みます。定例会終了後、すぐに編集作業に入りますが、各ページの担当者が文章や写真、イラスト等、全ての構成を手がけているとのこと。また、一般質問の編集については、質問した議員が自ら原案を作成し、常任委員会で内容の確認をしているとの説明もありました。各常任委員は個人でタブレットを購入しており、議員間や事務局等との連絡調整はチャットやメールなどを使用して不要な会議を減らすように編集時間の短縮を図っておりました。

今回の行政調査については、参考になる点が大変多くあり、今後の当町議会だよりの編集に大いに役立つ研修となりました。

今回の調査では、只見町議会議長、広報広聴常任委員会、議会事務局の皆様にご多大のお世話になりました。この場をお借りして御礼申し上げます。

以上により広報常任委員会の行政調査報告といたします。

以上です。

○議長

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

7番、伊藤昭一君。

○7番（登壇）

おはようございます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を申し上げます。

去る5月17日、臨時会が開催されております。管理者側から付議された案件については3件でございます。まず、1件は22万円の補正予算。次に、財産取得でございます。財産取得の1件目につきましては、会津若松消防署に配備する救急工作車、1億8,000万円。次に、財産取得の2件目でございますが、救急自動車、1億9,000万円でございますが、1台は会津坂下消防署柳津出張所に配備の救急自動車、もう1台は会津美里消防署に配備する救急自動車、これも1億9,000万円、同額であります。この付議された3件であります。これらについて慎重審議の結果、全会一致で可決承認をされましたので、報告を申し上げます。

なお、詳細については、報告書を事務局に提出してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、報告を終わります。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和5年第2回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

町内では田植えもほぼ終わり、山々の緑もより色濃く、初夏の日差しと風を感じられる季節となりました。

さて、昨年から続くロシアのウクライナへの軍事侵攻によって、原油や原材料が世界的に高騰となり、日本国内でも燃料の高騰をはじめ物価高となる中、この6月からまた多くの食品等が値上げとなり、国民の生活は苦しくなる一方であります。

これに対し、政府は、国の令和4年度第2次補正予算等による物価高対応と併せて、内閣の掲げる柱の1つである「新しい資本主義」に構造的な賃上げをうたっております。その内容は、物価上昇を超える賃上げが必要であり、経済成長の土台の上に持続的に賃金が上がる

構造をつくり上げるため、労働市場改革を進め、政府も経済成長のための投資と改革に全力を挙げるとしております。

町といたしましても、国の動向を注視し、県から情報をいち早くキャッチするとともに、地域の実情に合わせた経済対策を行い、物価高と新型コロナウイルス感染症で疲弊した地域経済の立て直しに努力してまいります。

その新型コロナウイルス感染症は5月8日から5類感染症となり、感染症法上に基づく新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなりました。現在、コロナの感染者も落ち着いており、マスクの着用も基本的に個人の判断となったことから、以前よりも外出の機会が多くなり、柳津町内にもにぎわいが戻りつつあるように感じられます。

ただし、新型コロナウイルスは、なくなったわけではありませんので、感染症への対策を呼びかけるとともに、今後もワクチン接種を推奨し、希望する方にはスムーズに接種ができるよう体制を整えてまいります。

こうした中、柳津町で6月3日に行われた、うつくしま・みずウオーク2023 赤べこの里・やないづ大会では、昨年を上回る約1,000人の参加者があり、美しい景観やウオーキングを楽しんでいただきました。コロナ禍前のように開会式やアトラクション、各所でのおもてなしが4年ぶりに実施され、町に活気が戻ったと感じられる大変有意義なイベントでありました。

今後も、こうしたイベントを契機に、柳津町を訪れた方へおもてなしの心により、また来たいと思われるようなまちづくりを町民の皆様、関係各団体の皆様と連携を強化しながら進めてまいりたいと思います。

第6次柳津町振興計画は3年目となり、町が目指す将来像「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現に向けて本町のまちづくりを一層進めるところであります。地域経済を守るためにも、しっかりと情報を精査し町民生活及び経済活動の向上が図られるよう取組を進めてまいりますので、議員の皆様には、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本議会に提出いたします案件は、専決処分の承認を求める案件、4件、令和5年度補正予算に関する案件、5件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件、1件、専決処分の報告に関する案件、2件、令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告に関する案件、1件、以上13件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

## ◎陳情について

### ○議長

日程第5、陳情について。

陳情第6号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○議長

賛成多数と認めます。

よって、本陳情書は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定いたしました。

## ◎一般質問

### ○議長

日程第6、これより一般質問を行います。

前回の3月定例会までにおける一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染予防に伴い、時間短縮の観点から質問者の持ち時間を30分としておりましたが、本定例会より持ち時間を40分といたします。

なお、この措置については、さきの議会運営委員会において協議決定をされておりますので、申し添えます。

それでは、通告順により伊藤昭一君の登壇を許します。

7番、伊藤昭一君。

### ○7番（登壇）

それでは、さきに通告したとおり、3点について質問をいたします。

1点目は行財政改革大綱について、2つ目が事務事業評価制度について、3点目が人事評価制度について、この3点であります。

なお、内容につきましては、お手元に配付されたとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

7番、伊藤昭一議員のご質問にお答えいたします。

現在の柳津町行財政改革大綱につきましては、議員おただしのとおり、令和5年度が最終年度となりますことから、喫緊の課題に対応した行財政改革大綱に改定する予定であります。

現大綱のこれまでの実行効果、評価としては、一概に申し上げられませんが、中でも「行政需要に対応する組織づくり」として課題としていた、企画部門と財政部門が1つの係であった総務課企画財政班について、企画と財政の部署を分割し、企画部門のみらい創生課を創設したことは、10年先の柳津町を見据えた積極的な施策の展開の上で大変重要な改革であったと考えております。

今後の行財政改革大綱については、これまでの現状や課題を踏まえた上で、限られた財源の中でどこに効率的に業務を行っていくかを第一に、人材育成も含めた行財政改革大綱としなければならないと考えております。

次に、事務事業評価制度につきましては、実施規程として平成29年に改定した評価シートに基づき、1人1事業の事務事業評価を行ってきたところであります。しかし、行財政改革大綱の実施計画の中でも課題として上げられている、評価内容のマンネリ化や未実施者がいることが課題となっていました。これは、シートで「廃止」や「統合」と評価したものの、実際に廃止、統合となった事業は限りなく少ないのが現状であり、評価者のモチベーション低下につながり、悪循環となっていることが原因と考えられます。また、事務事業評価シートは振興計画に即したつくりとなっておりますが、令和4年度においては、令和3年度の評価シートが第6次振興計画に合わせた改定に間に合わず、実施されておられません。

こういったことから、今後は、行政ニーズの多角化、多様化により各種業務が多くなっていることを踏まえ、事務事業評価によって業務の削減や統合につなげ、振興計画実施計画や予算要求に反映できるよう早期に評価シートの見直しを進めるとともに、令和4年度の事務事業評価に努めてまいります。

次に、人事評価制度の実施規程につきましては、平成21年度から評価シートに基づいており、業績編と能力編とを用いております。

人事評価の成果としましては、業績編において目標設定から中間・期末面談を行うことで、

上司からの一方的な評価ではなく、評価基準と設定された目標に照らして絶対評価により行われているため、上司からのアドバイス等も含め、職員が自らを見つめ直す効果があり、人材育成に寄与しているものと考えております。

なお、議員おただしの能力評価については、能力編としてシートを作成していますが、直接的な反映はされていないのが現状であります。

給与・勤勉手当等への反映については、当町では勤勉手当においてのみ反映しております。また、昇給への反映は、人事評価が開始されてからの課題であります。現段階では難しいと考えております。

いずれにせよ、職員のやる気を向上させ、能力を引き出していくことが人事評価において大切なことと認識しておりますので、職員のモチベーションの維持・向上につながるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長

これより一問一答方式により再質問を認めます。

7番、伊藤昭一君。

○7番

それでは、再質問をさせていただきます。マスクを外して、久方ぶりではありますが、質問したいと思っておりますけれども。

まず、行財政改革大綱についてであります。町では2019年度から2023年度まで5年間、行財政改革大綱を制定し改革に取り組んできたというところであり。行財政改革大綱の実施計画（個表）がございますけれども、平成30年12月に作成され、平成35年の最終年度まで全く同じ内容の具体策及び効果について記載されております。

なお、あえて申し上げますが、今もって個表の年度は令和に修正されておりません。依然として平成のままでございます。この実施計画、進行管理の中では、大綱に基づく改革を着実なものにするよう適切に管理し実施計画の検証を毎年実施すると明記されているにもかかわらず、5年間、全く同じ具体策で既に1年前倒しの実施計画（個表）と見受けられます。というのは、現在、令和4年ですから、来年が令和5年です。もう5年度のもの全てが記載されているということでもあります。

答弁では、みらい創生課の創設について今後の10年先を見据えた積極的な施策として評価されている以外、全項目を精査したときに令和4年度まで果たして目標とする効果が期待で

きているのかどうかについてまず伺います。

また、今年度が最終年度となりますので、町としては今後、行財政改革大綱を新しく制定されることとなります。答弁ですと、これまでの現状や課題を踏まえ、限られた財源の中でいかに効率的に業務を行っていくかを第一に、人材育成を含めた行財政改革大綱としたいという答弁であります。

これまでの実施計画（個表）のように、5年間、具体策、効果が同じというようないい加減としか言いようのない、また、いい加減としか理解のできない実施計画ではなく、変化に対応した具体策、実行効果のある大綱にすべきと考えております。今後、5年間、さま変わりする社会において、効率的な業務の改革をどのように目指していくのか。具体的に町の考え方をお聞きします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

行財政改革大綱については、議員おただしのとおり、平成30年度に作成しておりまして、令和5年度までの計画ということで5年間の計画を作成しておりまして見直しをしていないという状況で、大変申し訳なく思っております。

既に、令和5年度の具体策が記載されているということでございますが、1年前倒しで実施しているのかということでございますけれども、その当時はあくまでも具体策の計画ということでありましたので、前倒しで実施しているということではございませんので、ご理解いただければと思います。

また、令和3年度にみらい創生課のほうが新設しておりますけれども、その効果等につきましては、町長の答弁にもありましたように、今後の柳津町を見据えた新たな政策や事業を行う上では大変大きな改革であったと私も考えております。

それから、個表等の見直しということでもありますけれども、議員おただしのように、元年度の具体策のままになっておりますので、今後の見直しの中で現状と課題を洗い出しまして必要に応じて個表の見直しを今後進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

まだ、これから、これからと言っても、もう6月ですから。そろそろ事務局としては具体的な案づくりにやはり進んでいなければならないだろうと、このように思っております。

今回の私の質問については、事務事業評価というところもメインになっておりますから、あえてこの大綱について何点か、少し細かい点になりますが、大変恐縮でございますけれども、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、細かい点で申し上げますと、今ほど総務課長から答弁のあった、みらい創生課に関する内容でございます。これについては、これまで5年間の大綱の中にあります行政需要に対応する組織づくり、この内容になろうかと思っております。令和3年にみらい創生課が新設されました。これが実施計画（個表）には全く記載されず、効果についても大綱作成時点のままであること。こういうふうな進行管理、実施計画であって、まさに効果も何も、令和3年度に創設されて以来、4年度、5年度に至るまで、みらい創生課の効果、成果というのは全く記載もされないし、見直しもされないと。果たして本当に10年先を見据えたような新設された課であるのかどうか、非常に疑問になってまいります。この辺のずさんな管理について、再度、総務課長の説明を求めたいと、このように思います。取りあえず、これについて。

○議長

総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問でございますが、ずさんな管理ということで、それについては言い訳のしようがないと私も思っております。

みらい創生課の新設については令和3年度に行ったわけでありましたが、今後の柳津町を見据えた新たな政策、それから、事業ということで、歴まちや再生可能エネルギー等々、重要な事業を行っておりますので、今後、みらい創生課の役割というのは大きくなっていくものと考えております。

今後も組織の在り方ということで、先ほども申し上げましたが、現状と課題ということで洗い出しまして、必要に応じまして新たな組織の見直しなども今後、考えていきたいと考えております。

以上であります。



○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

では次に、行政組織の簡素化、効率化というところで、ノー残業デーについて、通知や庁内放送を徹底し庁舎内より退庁させるということでありますけれども、退庁の実態について、また、超過勤務における管理職の事前承認の有無、実態について、まず、これを伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ノー残業デーの実態ということでございますが、残業につきましては、課や係によっても、また、例えば国や県などからの大きな調査ものがある時期によっても変わってきております。その中で、めり張りをつけるためにも毎週水曜日をノー残業デーということで実施しておりますが、実態としましては、県や国等への期限が短い報告ものがあつたりしますと、どうしても残業を強いられてしまいますし、また、日中、現場のほうに出ているために残業しないと業務に支障が出るなどの理由で残業をしている職員もおります。

水曜日については、現在も庁内放送を入れて基本的には残業しないよう周知を図っているところでございます。徹底されているかという点、日によっても違いますけれども、残業している職員もいるのが現状でございます。

それから、残業につきましては、前もって管理職のほうに何時から何時まで残業しますとということで提出しまして、それを各課長が承認しているということでございます。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

これについては、前々から水曜日はノー残業デーですよ、徹底してやりますよと。しかし、今の答弁ですと、なかなか徹底されない。ある部分では理解のできるところもありますので、掲げたノー残業デーというのは、実際守られていないならば、あまり格好のいいことを町民の皆さんにお知らせするのではなくて、原則ノー残業デーとか、ノー残業ということをやってみようとか、そういった方向に持っていったほうがよろしいのではないかと。

なお、これらの背景には、本当に適正な人材、適材適所の配置になっているのかとか、職

員の定数管理がどうなのかとか、あるわけですから、一概にどうだということとは言えないと思いますので、この件についてはこれで終わります。

次に、今、申し上げた適正な定員管理について伺います。

行財政改革大綱の実施計画（個表）において、平成34年度及び35年度の具体策は空白であります。これだけが空白になっているんですよ、この2年間分が。これは、適正な進行管理や検証もされていないものと見受けられると。

一方では、町の定員管理適正化計画、これは別にあります。別に作成してありますが、これについては、平成29年度から平成33年度であります。平成33年度は、令和3年度でありますから、既に2年経過をしております。そこで、既に2年経過してしまっている空白の謎がここで解けたということでもあります。果たしてこれをどのように理解すればいいのか。これをお聞きしたいと。

そして、空白の令和4年度及び令和5年度の定員管理は、何をもって管理しているのか。何があって管理しているのか。まず、これを伺わないと、この2年間、どんな定員管理を何に基づいてやってきたのか。これは全く言語道断ですよ。

それから、何をもって管理しているのかということをもっとお聞きしながら、併せて、令和4年度から定員管理適正化計画はどのように対応するつもりなのか。当然、議会にも報告し承認を受けなければなりませんから、あえて申し上げるならば、私の記憶する限り、柳津町の職員の定員数は83名でした。83名の内容は、令和4年、令和5年は全く何の基準も何の計画もない中で83名として偽ってきたと。このことについての責任をどういうふうにとってくるのかということについて、これをお聞きします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

定員管理適正化計画につきましては、議員おただしのおりでございます。令和3年度までの計画となっております。その後、計画の策定をしていないというのが実態でございます。大変申し訳なく思っております。

今年度から公務員の定年が引き上げられることになりまして、昨年度は条例の改正等々あったわけなんです。詳細な情報が遅かったことでもあります。また、コロナ対策であったり、会計年度任用職員の取扱いなど、様々な要因が重なりまして策定までは至らなかったと

いうことで、言い訳になってしまいますが、大変申し訳なく思っております。

令和4年度、令和5年度、計画がないまま進んできているということでございますが、基本的には退職者の補充をしながら、行革の中でも業務の民間委託等についても触れておりますが、また新たな事業、例えば公営企業会計の導入なども今後ありますので、今後、業務が増加することも予想されますので、現在、計画の策定について取り組んでいるところではございますので、何とか今年度中には議会にも報告していきたいと考えております。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

適正化管理計画というのは、基本です。その基本の中に何があるかということ、当然、ノー残業デーというのも背景には出てくるわけですよ。要するに、職員が少ないので残業が多いんですという言い訳は、ほかの自治体では当たり前のようにしているわけですから、非常に基本になる定員数だと思いますよ。時間の関係もありますので、行財政改革大綱を含めてはこのくらいにさせていただきますけれども。

まず、実施計画（個表）での中身では、前は平成29年2月に、ずっと開催されなくて6年ぶりに行財政改革推進委員会が開催されたということです。その後、現在まで当然、行財政改革推進委員会は開催されておられません。令和6年度からの新しい大綱の作成に当たって当然、もう既に6年ぐらい経過していますから、メンバーの構成、メンバーというのは委員のメンバーになりますが、今後のスケジュール等について、分かる範囲でお聞きします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

推進委員につきましては、設置条例がございます。その中で町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命するというようになっておまして、これまでの経過ですと、学識経験者、区長連絡協議会、町商工会、観光協会、老人クラブ連合会、婦人会、農業団体、金融機関などから代表者を出していただきまして構成メンバーとしておりますので、今後、策定する計画についても同様なメンバーを想定しております。

スケジュールということでございますが、係長のメンバーでございますが、調整会議のメ

ンバーを構成員とします幹事会がございます。また、庁議メンバーを構成員とする推進本部というものがありますので、大綱の具体策を協議検討し、最終的には推進委員会において、できれば来年2月頃をめどに策定していければと現在、考えているところでございます。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

スケジュール、それから、構成メンバー等々については、分かりました。

続きまして、2つ目の質問に入ります。事務事業評価制度であります。結局、1つ目の質問の中でも事務事業の評価ということに皆、該当しているわけですから、心してひとつ対応していただきたいと、このように思いますけれども。

事務事業評価制度、これまでの行財政改革大綱は、事務事業の重点化と簡素・効率化を掲げております。これは、いわゆる事務事業評価制度の実施計画として私は理解をしております。この事務事業評価制度に関して、平成30年3月定例会において同僚議員が一般質問をしております。平成30年、大変古い話で申し訳ありませんが、その際に、事業の効率性を図る費用対効果や有効性を図る目的達成度を客観的に分析・評価し、今後の事業の見直しや優先施策、重点施策の検討に役立てるため、当時は班長でありましたけれども、班長以下の全員が今年度から1人1事業について実施していると。また、平成30年度からは事業年度が終了後、速やかにシートの作成、各課において検証を行い、予算編成の資料としても活用していきたいと、このように時の町長が答弁をしております。小林町長ではございませんよ。時の町長さんですよ。

まず、質問でありますけれども、事務事業評価制度ということが制度であるならば、規程なり要領なりがあつてしかるべきだと、このように思いますけれども、これについて伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

事務事業評価制度の規程等につきましては、当町のほうでは今のところございません。行財政改革大綱の中で事務事業評価を実施していくということにしておりますので、今後、

規程につきましては他の市町村などを参考にしながら策定していきたいと考えております。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

分かりました。

そうすると、あのいい加減な実施計画の中で事務事業評価制度をやってきたと。これも、では、いい加減としか言いようがないなということになりますけれども、これはちょっと言い過ぎですからこれは訂正しますけれども。

では、次に、大綱で実施計画（個表）を見ますと、平成29年度より1人1事業を選択し評価を行っているということですが、これにはマンネリ化、未実施者がおり、廃止や統合の評価をしたものの実績としては限りなく少ないと答弁が今ありました。このような実情の中で、これまで6年間、何らの対策・対応を、また、どのような内容で行ってきたのか。これをお聞きします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

事務事業評価につきましては、答弁にもありますように、1人1事業ということでやってきておりますけれども、ほとんど、答弁にもありますように、廃止や統合ということになったものについては、ないのが現状ということでございます。

事務事業評価につきましては、今年度につきましても調整会議等で申し上げているんですけれども、できる限り廃止や統合のできる事業を職員のほうに評価をしていただくようなことで進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

要は、先ほどの答弁にも評価者のモチベーション低下、悪循環という、これを原因にしております。だから、その原因が今はっきりしているわけですから、評価者のモチベーション

低下にならないようにはどうすべきなのか、悪循環にはならないようにするにはどうすべきなのかということについて、まさか今年発見した原因ではないだろうと思うんですよ。6年間ずっと来た中では、そういったものが原因になっているということですから、それらについて何らの対策も対応もしてこなかったというのが現状であって、この答弁を見ると、モチベーションが低下しています、悪循環になっておりましたと。したがって、廃止や統合の事業はありませんでしたと。あえて申し上げますと、ずっと同じ仕事を職員が繰り返し繰り返し、毎年やってくる。しかし、世の中は変わっていますから、コロナ禍のように。国からの新しい事業も含めて、県からも含めて、どんどん仕事は増えてくるわけですよ。人が何人いたって足りないじゃないですか。だから、議会とすれば、定員管理の見直しの中では、背景にある事業量といったものを見直すべきなのではないかということをお願いしてきたのであって、まず、分かりました。この点については、今まで何ら具体策はなかったということがあります。

次に、業務の削減や統合につながってくる評価シート、今、総務課長が答弁したとおりでありますので、これらの見直しについては議会に報告すべきものと考えます。これについていかがですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

評価シートの見直しということでございますが、町長の答弁にもありましたように、前の振興計画のままになっているということで、これについても現在、調整会議を中心にシートの見直しということで考えておまして、これにつきましても、できましたら議会のほうにも提示していきたいと考えております。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

時間がどんどん経過してまいりますので、この事務事業評価制度について、最後に1つだけ申し上げます。

行財政改革大綱の不適切な管理、そして、今、申し上げている事務事業評価制度、これから質問する人事評価制度、これらも含めまして、今、町長から答弁ありましたけれども、答

弁の内容を見ますと、消極的であり芳しくないというふうに見受けられます。私から言いにくいことを申しますけれども、職員の皆さんは、多分、これらの事業の業務が重荷になっている、負担になっているということであって、むしろこういったものの制度廃止、事業廃止ということを望んでいる声なき声があるのではないかと、このように推察をしております。もしあるとするならば、これは非常に懸念されることでもあります。私から言わせれば、今、総務課長から答弁された全ての内容の中でこの事務事業評価については、今、総務課長が言った中身のとおり、これが本来の評価ではないのか、このように思っておりますので、この制度や事業、これらの廃止ということを考えるということについてお聞きします。

○議長

町長。

○町長

今ほど伊藤議員から指摘をいただきましたことについて、私のほうで大きなところで答弁をさせていただきます。

町が抱える事務事業といいますと、恐らく1,000個を超えるのではないかとと言われております。それをこの事務事業評価制度では1人1個ずつ、1,000の事業を見直していこうということですから、1,000の事業を見直すには全職員かかって何年かかるのだろうということがあるわけです。ですから、私も当時、事務事業評価制度ができたときには、可能なのかどうかということが非常に、疑問を持っていた1人でもあります。今になって、やはりなかなかこれは機能できないということもあります。

そんな中で、議員も先ほどお話がありましたけれども、今、本当に社会の流れが速くて、いろんな新たな事業に取り組まなければいけないという状況の中で、職員の人数は変わらない。ということであれば、やはり新しい事業が始まった分、古い事業を削っていかなければいけないと。事業の新陳代謝をさせなければいけないというのは、当然、考えなければいけないところでもあります。ですから、今、ご指摘のあった事務事業評価制度については、かなり無理があって、これを無理やり押し通そうということは、いい効果を生むことはできないだろうと私は正直、思っておりますので、これを大きく今後、見直していきたいと。

例えば、今、調整会議ということで係長が集まった会議を毎月1回行っております。現場で実際、仕事をやっている係長から、どんな事業が要らないのか、要らないのではないのか、あるいは、統合してもいいのではないのか、そういう声を聞くことがやはり一番確実で早い手法だと思います。それを課長会に上げてという手順を踏みながら、議会の皆様にも説明しな

がら、これはぜひとも進めていかなければいけないと考えておりますので、申し添えておきたいと思います。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

分かりました。まさしく町長のおっしゃるとおり、1人1事業の前には全事業、全職員が見直しをしていたんですよ。ところが、できなかつたんです、あまりにも膨大すぎて。したがって、時の町長の答弁を先ほど申し上げましたけれども、1人1事業ということで実施したということの経過であります。今の町長の答弁のとおり、ひとつしっかりと見直しをしていただくように申し上げ、3つ目の質問に移りたいと思います。

次は、人事評価制度であります。この制度についても、行財政改革大綱の定員管理と給与等の適正化の中で人事評価を実施しているというふうに理解をしております。これも、先ほどと同じく平成30年3月定例会において同僚議員の一般質問に対し、「人事評価を完全実施するために能力評価の導入が残されているが、以前の内容を再検討し、平成30年度から実験的に取り組んでいきたい。さらに、人事評価後の給与等への反映は、今年度中に整備したいと考えている。併せて、職員の評価をするためには、公平・公正な評価が必要不可欠なので、人事評価研修の受講を予定している。導入の時期については、できるだけ早い時期に給与等に反映できればと考えている」と時の町長は答弁をしております。

私から申し上げるまでもありませんけれども、人事評価制度というのは、2009年に国家公務員法の改正に伴って人事評価制度が義務づけられ、2014年4月に地方公務員法の一部改正があつて、2016年4月から正式導入をされているということでもあります。

また、人事評価については、能力評価と業績評価により定期評価と条件付の任用を正式なものとするか否かについて判断をする特別評価の2つの方法により行い、いずれの評価も期間中の職務行動や業務の達成状況を評価基準に照らして絶対評価で行うというふうにされております。

さらに、付け加えて申し上げますと、人事評価制度は、職員の人事労務管理の基礎資料として使うことを義務づけております。要約すれば、職員の採用、配置、処遇、研修など、人事労務管理の全ての領域で人事評価制度の活用を義務づけたということになります。そして、これには職階制を廃止する狙いがあるということです。つまり同一職務にある職員には同一給料が支払われることが桎梏、いわゆる足かせになっているということでもあります。



さらに、付け加えますと、法律では任命権者、町長になりますけれども、に権限を集中させております。任命権者に人事評価の基準、方法など、最も基本となる必要な事項を定める権限、共に、任命権者は人事評価を任用、給与、分権、その他の人事管理の基礎として活用しなければならないと書かれております。特に、任命権者自らの判断と責任において処理すべき事項として、人事評価については管理運営事項である、管理運営事項に該当すると法律で認められておりますので、公開をしない自治体がほとんどでございます。

若干、長々と申し上げましたが、そこで、通告質問の実施規程、要領、こういったものの開示については、町としてどのように対応するのか。まず、お聞きします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

人事評価制度の規程の開示ということでございますが、今ほど議員おただしのように、法令に基づきまして自治体はその職務、権限として行う処理に関する事項、管理運営事項に該当するというので、町当局、町長の判断で開示しておりませんので、ご理解いただければと思います。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

分かりました。そうであれば、私のほうからはこういった規程なり要領については開示を求めることはできませんので、これについてはこの限りにさせていただきたいと思います。

次に、これまでの行財政改革大綱における給与等の適正化では、勤務成績が良好でない職員については、給与等についても反映されておらず、自覚し改善しようとする意識改革、勤務姿勢の改善意識も薄いと、問題点を実施計画（個表）に指摘しております。具体的な方策の中では、人事評価制度により給与等の適正化を図る必要があるということで、令和元年から勤勉手当等の反映、これは答弁のとおり、令和4年度から給与・勤勉手当への反映、令和5年度も同様と、このように実施計画に記載されております。しかしながら、答弁では、勤勉手当のみを反映させて、昇給についての反映は難しいということでもあります。

人事評価は、能力評価と業務評価によって成立しております。両評価の結果を給料やボー

ナスに反映させると内閣官房からの通達もされております。これまでの行財政改革大綱の実施計画（個表）に記載された達成目標年度、令和5年について給与に反映させると記載されておりますが、これらについて見直し・修正、これについてはどうするのか。まず、お聞きします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

給与・勤勉手当等への反映ということで個表のほうにも記載がされておりますが、現状としましては、給与のほうにはしていないということであります。勤勉手当については、答弁にもありますように、懲戒処分や勤務日数の関係から支給率を減じている職員もおりますが、今後につきましては、個表の見直しと併せまして、給与・勤勉手当のほうに反映させていければいいんですけれども、やはり評価者の統一的な評価ということで、そこが一番ネックになっているのかなと感じているところでございます。ほかの町村の状況も聞きますと、なかなかそこが難しく、職員のほうからは不服申立てとかといったものもあるというふう聞いておりますので、今後、どういった方法がよいのか、再度、協議していきたいと思っております。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

まず、1つ目、総務課長から、全くそのとおりですよ。評価する側が本当にしっかりしていないとなかなか、十人十色の職員を評価するなどということはなかなかできないんだと。これはどこの社会でも同じであります。それはそれとして。まず、これは法律ですから、法律で定められたものですから、義務づけられた能力評価を実施していないということについては、コンプライアンス違反に該当しないのかどうか。これをお聞きします。

○議長

総務課長。

○総務課長

法律でそういうふうになっているということでありますので、法令違反ということにな

ろうかと思いますが、その辺も含めて今後、正していきたいと思います。

以上であります。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

では、最後になりますけれども、まだ7分ちょっと残っておりますから。

公務員の人事評価については、今、総務課長が非常に難しいんだという内容の答弁になりましたけれども、1つは人材の育成、モチベーションのアップ、コミュニケーションの活性化、組織の一体化など、かなり大きなメリット、これが期待される。しかしながら、反面、給与に反映されない、目標が立てにくい、基準が統一されないなどなどの側面、これがデメリットとしてあります。このような実情を踏まえて、先ほどの昇級に対する反映は難しいんだということの答弁の中での背景は、やはり町としてメリットとデメリットの部分をどのように対処、どのように対応しながら進めていくのかと。これからの大きな課題になるんだろうと、このように思っております。

今の答弁によりますと、近隣近在の市町村についても、能力評価についてはなかなか難しくて手が出せないでいるところが多いということになりますけれども、やはり国から指摘されることのないような対応を今後とも進めていただくということで、まず、これらについて町長からこの人事評価制度、能力制度について、どのように今後、進めていくのか。まず、これをお聞きしたい。

○議長

町長。

○町長

人事評価制度というのは、やはりとどのつまりというのは、その人間、個々の人間の能力をいかに引き出して、それを町のために使うことができるかどうかということにつながってくると思います。今、議員おただしのおり、大変難しい両局面がありますので、また、そこに法に抵触をしないようにということが加わってくると大変難しいことではありますけれども、さきに言った職員の能力をいかに引き出し、それを町の発展のために生かせるかということを主眼に置いてあらゆる方向を考えていかなければいけないと、そんなふうに思っています。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

最後ですけれども、コンプライアンスは至極当然であります。そして、事務事業評価、人事評価、これらについても今後とも形骸化させることなく、やはり適正、公平に実施することが最小のコストで最大の効果を発揮できるものと、このように確信をしております。このことがすなわち行財政改革に結びついて、人・物・金の資源を効率的、効果的に配分でき、住民のニーズに基づくよりよいサービスを効率的、効果的に提供できるものと、これを申し上げて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長

これをもって伊藤昭一君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開を11時35分といたします。（午前11時26分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時35分）

◇

◇

◇

○議長

次に、磯目泰彦君の登壇を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番（登壇）

それでは、通告のとおり質問させていただきます。

柳津町行政の附属機関等についてであります。

町は、行政執行のために必要な「審査や調査、諮問」を行うことを職務とする附属機関を設置することができます。その委員構成には、学識経験者や町民など、町職員以外の方が加わっている場合が多く見受けられます。

多くの世代の意見を取り入れ町民参加のまちづくりを推進するためには、積極的な運営とコンプライアンス遵守の両面が必要と考えます。

そこで、次の点について町の考えとこれからについてを伺います。

- 1、ミライツナガル会議の現状と成果について。
- 2、ミライツナガル会議の位置づけについて。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

1番、磯目泰彦議員のご質問にお答えいたします。

まず、ミライツナガル会議の現状と成果につきましては、本会議は、町民参加のまちづくりを推進するため、町民の意見を聞き取り反映させることを目的に、令和3年11月に満18歳以上、満50歳以下の町民10名の委員で構成されたものであります。

昨年度は、計30回の会議等を行い、まちづくりに関する協議を行ってまいりました。その中で、残念ながら採択にはつながりませんでした。B&G財団への先進的海洋センター整備事業を提案するに当たっては、関係課が連携し、町民の声を聞きながら大きなプロジェクトに挑戦できたことはこれからの柳津町を考えていく上で重要な一歩になったと認識しております。また、そのほかの取組としては、町内イベントと同時に委員が提案したイベント等を開催するなど、まちづくりへの実証実験等を行ってまいりました。

若者は、柳津町の未来を担う重要な存在であり、彼らの意見を取り入れることで将来に向けてよりよいまちづくりができると考えておりますので、コンプライアンス遵守に最大限の配慮をし、透明性のある運営を心がけながら、若者世代の意見を取り入れたまちづくりを進めてまいります。

次に、ミライツナガル会議の位置づけにつきましては、本会議は、住民参加型の提案機関であります。最終的な決定機関ではないものの、幅広い世代の意見を集約し議論しながら行政と一体的に事業をつくっていく機関であると捉えております。

行政と町民が共に考え、共に行動する協働のまちづくりを推進することは、第6次柳津町振興計画において、基本目標の1つである「協働による健全で開かれたまちづくり」の目指す姿及び基本事業の内容にも位置づけられているところであります。

本会議での意見は、貴重な町民の意見でありますので、今後も、会議の活動を積極的に支援しながら、意見の吸い上げを確実にを行い、提案の中から優れたアイデアや施策を選定し事業化してまいります。ミライツナガル会議からの提案等がしっかり反映されることで、将来

を見据えたまちづくりが実現できると考えておりますので、行政と町民が連携し協働で進める健全で開かれたまちづくりを引き続き推進をしてまいります。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

それでは、再質問のほうに移らせていただきたいと思います。

今回、一番最初の質問の中にありますけれども、附属会議ということで、私も聞き慣れないような文言だったなと思っておりまして、勉強させていただきました。その中で、実は全国町村会というところで、令和2年3月なんです、ある文書を出しております。これは附属機関の整理ということで出しております。この資料の中に何点か気になる文があったのでご紹介をさせていただきたいと思います。

任用根拠が不明確な各種委員が存在しませんかと。各種委員会等の委員は、特別職として整理されていることが多いと思います。地方公務員法第3条第3項第2号の特別職につきましては、その所属する委員会の設置に関して、法律または条例によって設置をするといった文言がございます。法律は、条令に設定根拠のない要綱設置の委員会等の委員を第2号の特別職として整理しております。この場合、報酬としていなくて謝礼というふうに支給をしたり、公務災害補償をかけていたりしてはいないでしょうかという問いかけであります。また、附属機関に該当するため、条例で設置すべき委員会等を要綱で設置し、その委員に対して報酬ではなく謝礼として支払っていないでしょうか。要綱すら存在しない場合もありますということで、こういった注意喚起があったわけであります。こういった文を念頭に置きながら質問に移らせていただきたいと思います。

まずは、ミライツナガル会議についてなんですが、現状ということで伺いたいと思います。ミライツナガル会議は、先ほど町長の答弁でありましたとおり、委員10名によって、これは会議制、特任制ではなく会議制で行われている委員会であり、委員の互選によって委員長、代表者を置き、会議を代表しているわけでございます。この組織の形態としては、合議制という会議であるというような捉え方ができるとは思いますが、この捉え方でよろしいかどうか、課長にお聞きをします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ミライツナガル会議の組織が合議制の会議であるのかどうかというところがございますが、ミライツナガル会議におきましては、各委員がそれぞれ対等な立場で意見や提案を述べて、お互いにそれを情報共有し、また、データでも共有しております。その上で各自の意見を理解しながら合意形成を図っていくという流れになりますので、合議制の会議であると捉えております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

合議制の会議であるということで確認をいただきました。

続いて、ミライツナガル会議については、各委員の意見を出し合って協議、事業提案を町に対して行っているという活動報告がありましたが、会議の内容としては、これは意見を交換する場だけではないというような捉え方になるんですが、その捉え方でよろしいか、再度お聞きします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

各委員が協議をして、お互いの意見を尊重し合い、また、対話を通じて共通理解をした上で意思決定をしていくという最終的な目標がありますので、意見交換の場だけではないと捉えてございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

意見交換の場だけではないよと。意見は取りまとめているよということの回答だと思えますので。

続いて、次の質問に行きたいと思えますけれども、現在、柳津町では、24のまちづくりプロジェクトを基本としまして歴まちや公共施設等総合管理計画、そして、個別施設計画などと進められているわけがございますけれども、ミライツナガル会議でまちづくりの意見というものをたくさん出してもらっているわけですが、これは財源というのが非常に関わって

るというふうに考えております。財源の確保ができなければ、やはりよい意見もなかなか、絵に描いた餅になってしまうのではないかなというふうに大変危惧しているところであります。

そこで、質問をしたいと思いますが、この会議について、出た意見というところと財源というところをどのように関係をつけていくのか。そして、今後、どのように財源を確保していくのか。伺いたいと思います。

さらに、財源については、今後、予定事業等の説明もあると思うんですが、各委員に対してどの程度まで説明をしているのか。この点についても伺いたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ミライツナガル会議の意見と財源との関係というご質問でございますけれども、ミライツナガル会議には関係課の職員も参加をして、各委員から出た意見であったり提案であったりというものを課に持ち帰って共有をしているような状況でございます。その中から各担当課で事業として作り上げていくと町のほうで判断された場合に、初めてそこで予算が計上されるという流れかと思っております。

ミライツナガル会議への財源の説明につきましても、議会で承認が得られて予算が計上された後という流れになるかと思っております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

議会で承認を得て財源が確定したならば説明をするというような今、答弁だったと思うんですが。これは、でも、先に事業の説明をしないと、ミライツナガル会議の意見というのは集約できないような気がするんですね。ミライツナガル会議に対して事業説明をするという内容は、全てが非公開の案件ではないというふうに私は思っております。当然、まだまだ未定、非公開な部分も私はあるというふうに思っております。非公開な部分については、どのように説明をしているんですかね。当然、非公開については、いわゆる守秘義務というところも関わってくるかと思うんですけれども、委員に関してはやはり一般町民という捉え方であれば、どのようにこの部分についての説明ということをしているのか。その点について、もう 1 回、お聞きしたいと思います。



○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

これまでのミライツナガル会議を振り返ってみますと、守秘義務が協議の議題の中に入っているということはなかったように私は感じておりますが、もしそのような事案が生じた場合には、その際には議員の皆様には秘密を守っていただく、個人情報等々に関しましても秘密は守っていただくというようになろうかと思えます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

秘密を守ってもらうという、今、課長の答弁なんですけれども、要綱には規定はないですよ。話してはいけないというような内容は盛り込まれていないというふうに、要綱を見たらあるんですけれども。ということは、なるべく話さないでくださいねくらいしかないと私は思うんですよ。話さないでくださいと言っても、いや、要綱に載っていないですよと言われたら、それは話しても何の問題もないという考えにもなってしまう部分も私はあるのではないかなと思うんですよね。これ、要綱、不足していませんか、その点については、どうですか。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

確かに要綱の中に守秘義務というものはうたってはございませんが、ミライツナガル会議の委員としての最低のコンプライアンスに含まれると思っております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

あとは個人の判断にお任せをするというようなことだと思うんですけれども。それについては、要綱どうのこうのということは後からもう 1 回聞きますので、後回しにします。

それでは、続いて、今までの成果ということでお聞きしたいと思います。昨年度、ミライツナガル会議の事業内容としては、確かに先ほど町長の答弁にもありました先進的海洋センター整備事業、あとは、アウトドアグランドデザイン、ファシリテーション事業などが大き

く上げられるわけですが、事業費の全体で約2,200万円、そのうち過疎対策交付金として1,530万円が採択になったわけですが、これは今後、幾つかの継続事業も含まれているというふうに考えているんですが、令和5年度にどのように落とし込みをしてつなげていくのか。継続事業等、あったらその部分と併せて答弁を願いたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ミライツナガル会議の今年度の事業でございますが、今年度につきましては4月、5月と2回ほど会議を開催しておりまして、その中で今年度については、昨年、先進的海洋センター事業で協議してきた内容を基に、道の駅であったり、まちなか、会津柳津駅を対象としたエリアで引き続きまちづくりを考えていくという計画でございます。また、一方では、会議の中で提案のあった中から実証事業として小さな事業を実践するという2つのパターンで計画をしているところでございます。前段のエリア事業につきましては、各拠点をつないで持続可能な運営を目的としたまちづくりの提案、後段の実証事業としましては、もうかる事業、また、町の課題解決につながる事業を会議の中で提案された中から選定しまして、次年度以降の事業化に向けて実証・提案していくというような計画でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

いろんな事業の説明を今、いただきましたけれども、今ぱっと見て大きなところという、やはり私、どうしてもファシリテーターというところも継続事業の中にあるのかなというふうに思っております。今年度もこの予算は上がっているようではございますけれども。新たにグラフィックレコーダーということで今回、令和5年度は新規事業ということで上がっていると思うんですけれども、この点については、グラフィックレコーダーとファシリテーター、違う役割を持っているんだという多分、説明になると思うんですけれども、兼務もできると私は思うんですけれども、兼務はできないような事業内容なのか。それとも、どうしてもやはりこの2つの事業を進行していかなければいけないというような部分があるのかどうか。その点だけお聞きしたいと。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ファシリテーターとグラフィックレコーダーの事業を同時にできないのか、一緒にできないのかというご質問かと思いますが、ミライツナガル会議の事業としまして、まず、グラフィックレコーダーを新しく今年度から導入していくものです。これにつきましては、会議の中で出たお話、協議の内容を分かりやすくイラストや図形で表示して可視化をするという内容でございます。もう一方で、ファシリテーターの業務としましては、参加者から意見を引き出してディスカッションの進行を管理していくという役割を担っていると思いますので、まとめる側と導く側とで事業を分けて考えていきたいというところでございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

私が聞いたのは、兼務できないのかというふうに聞いたわけですよ。役割は分かりますよ。これは調べればすぐ分かることなので。兼務できないかということをお聞きしたかったんですけれども。兼務はできませんか。もう1回、お願いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それぞれ委託する先が違ってございまして、実際、グラフィックレコーダーをお願いする方というのが、会津若松市に在住している方でございます。ファシリテーターをお願いするというのは、前年に引き続きまして、石井先生という先生を継続してお願いすることになっておりますので、同時にということはなかなか難しいと考えております。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

兼務は厳しいと。確かにファシリテーターとグラフィックレコーダーというのは、確かに聞く側、導く側、そして、それを記録して分かりやすくすると。確かに兼務もできるけれども、別々にしたほうが会議の進行はスムーズに行くよというようなことも、うたってはいるわけでございますので、この事業については了解をいたしました。

それでは、ミライツナガル会議の設置要綱についてということでの質問に移らせていただきたいと思いますので、説明にパネルということで使わせていただきたいと思いますというふうに思い

ます。

それでは、こちらのパネル、ちょっと細かいのですが、読みたいと思います。

柳津町の附属機関ということで約30くらいあるわけですね。自治功労者表彰委員会、補助金等適正化委員会、公共事業評価委員会というようなことで、各委員会が組織されているわけでございます。

この中で特に気になる部分というのは、ミライツナガル会議の設置要綱についてなんですが、謝礼について伺いたいと思います。町の各委員会は全て報酬ということで支払いをされているわけですが、ミライツナガル会議において、もう1件、歴まちのほうも報酬ということで2件だけ謝礼ということで出ているわけでございます。ほかの委員会は、これだけ多くの委員会があっても、全部報酬ということで支払われているわけです。ミライツナガル会議と歴まちだけは謝礼になっていると。これは単純に何で報酬ではなくて謝礼なのかと。まず、そこをお聞きしたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

なぜ謝礼なのかというご質問でございますが、報酬につきましては、通常は契約や雇用関係に基づいて支払われる労働やサービスの対価の報酬と捉えてございます。また、謝礼につきましては、ある行為や奉仕に感謝の意を示すために提供される。例えば、執筆を依頼した場合のお礼であったり、座談会に参加してもらった場合のお礼という形で謝礼金として支払われているようなことから、ミライツナガル会議につきましては、謝礼とさせていただいたところでございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

今、課長から答弁をいただきましたけれども、私の一般的な解釈ですよ。今、少し説明がありましたけれども、報酬というのは、使用者の指揮監督の下に一定時間拘束を受け、人的労力により課せられた業務に就く場合の対価です。謝礼とは、あくまで気持ちであり、使用者の指揮監督及び時間の拘束を受けず、自己裁量で仕事をする場合の成果として受け取る対価であるというふうに私は考えております。

このことを踏まえて考えれば、ミライツナガル会議について、前段でお聞きしましたけれ

ども、委員会組織として会議制であって委員長がいるということであれば、当然、時間も拘束がある。その中で監督もする。指揮もある、当然、町職員が関わっているということであれば、これはどうしても謝礼ではなくて、私は、ミライツナガル会議の場合はどちらになるのかなど。本当に謝礼でいいのかなというふうに非常に疑問に思います。再度、町長、どうですか。謝礼と報酬、どちらになりますか。

○議長

町長。

○町長

私も、これまで謝礼と報酬を区別して考えることがあまりなかったわけですが、今話を聞くと、やはり労働労務に対しての対価ということからすると報酬ということであって、そうではなくて、感謝の意を表すというのが謝礼だということから言うと、ミライツナガル会議は、特に専門的な知識や提案を私は要求しているわけではなくて、ごくごく日々の生活のことであったり、あるいは、将来こんなことがあったらいいなというようなところで意見をいただきながら1つの形にしていくということからすると、労務に対する報酬というよりは謝礼のほうがいいのかという思いはしますけれども、法的な解釈も入ってくるでしょうから一概には言えませんけれども、その辺は検討させていただきながら、もしそれで不具合があるということであれば是正をしていきたいと、そんなふうに思っています。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議といたします。

再開を13時といたします。（午後0時01分）

○議長

議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、報酬と謝礼ということで再度、お聞きしたわけですが、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、報酬という形と謝礼と。なかなかはっきりと線引きができるのかというふうに言われると、確かにここはグレーゾーンもあるというふうに私も

理解をしております。町長もその辺はしっかりと検討していきたいというような答弁だったと思うんですが。これは私の本当に思いなんですが、謝礼で出してしまうと、やはり時間的制限とか、そういった監視下の下でということになくなってしまふわけですよ。報酬という場合であれば、今現在において報酬という形で出すということになれば、やはり設置根拠がないというふうに捉えられてしまうので、この辺はやはり、謝礼と報酬についてはしっかりと検討していただきながら、やっていただきたいというふうに申し添えておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

いよいよ要綱について、そのものということでお聞きしたいと思っておりますけれども、次に、表をご覧くださいと思います。ミライツナガル会議ということで、先ほど来、いろいろと質問をさせていただいているんですが、執行機関から依頼をされて、その事柄について審査、チェック、計画策定等を行う合議制の会議であるというふうに考えております。これは、当然判断、結論、方向性を示しているわけですよね。ただ単に意見の交換の場ではないというように課長も答弁されているわけですから。私が考えるには、要綱によってこの会議を設置するということは、根拠的にコンプライアンスに抵触しているのではないかなというふうに考えておりますけれども、そもそも要綱でミライツナガル会議を設置したということであれば、どのような考えでこれを要綱にしたのか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

どのような点で要綱にしたのかという質問でございますが、ミライツナガル会議が始まりまして、執行部側も、どういった会議になるのかという部分では、まだ見込めない部分もありました。要綱ではなくて、きちんと条例化するという部分には、何を目的に、目的は定まっておりますけれども、中身的に確定したものというのがもう少し必要だということで、要綱というところで定めさせていただいたところがございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

目的が定まっていないということは、私は違うと思うんですよね。はなからやはり、まちづくりに募集をかけているわけですから。10名の委員の方を当然、これは募集をかけて集め

て、委員長まで選任しているわけです。

こういうことについてなぜ問いただしたかという、これはやはり今後、附属機関という部分と私的諮問機関というところに大きく2つ分けられてくるのかなというふうに思っております。それについては、この表にもございますけれども、執行機関から諮問を受け、調停、審査、審議、または調査を行う委員会。さらには合議制を採用している。委員会として判断、結論、方向性などを示しているという部分を考えていきますと、当然、ミライツナガル会議は、私は附属機関だというふうに判断をしているわけでございます。

附属機関ということであれば、当然、要綱設置ではなくて、当初から条例設置というような方向でやるべきではないかというふうに思っております。このことについては、後ほどもう一度、町の考えをお聞きしたいと思います。

要綱について、第7条の費用弁償、併せてここもお聞きしたいと思います。柳津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条には、特別職の職員が公務のために旅行したときはその旅行について費用弁償として旅費を支給するというふうにあります。これは普通旅費の場合には当然、いわゆる町職員と同行した場合には普通旅費は出して構わないんですが、非常勤の方に対して出すというのは、条例で合っているんですけども、非常勤ではない方に費用弁償を支給するということに対しては、コンプライアンスに抵触しているというふうに捉えられるわけでございます。ミライツナガル会議の委員の方へ費用弁償するということは、逆に返せば、特別職の職員に該当しているんだよというふうに捉えられるわけですけども、これはこの条例に対して整合性が取れているかどうか。費用弁償を出したということは、当然、特別職扱いなので公務災害補償というのもしなさいよというふうに法律で定まっております。この2点について、どのような解釈でこのようになったか、お聞きしたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

先ほど前段の質問で、目的が定まっていないというふうにとられたかと思っておりますけれども、目的は定まっております。内容的にまだ不明確な部分があったのでというところで訂正をさせていただきます。

ただいまの質問ですけども、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に当たっていないのではないかとこのところでの費用弁償の支給でございますが、現在

の要綱につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支給をするというような内容になってございます。要綱につきましては、訓令同様でございますが、上位の法令を補完するものである場合には上位の法令と一体となって法規たる性質を有するということにされておりますので、条例の準用と組み合わせることで法規的な性格を持って一定の整合性が図られているというように捉えてございます。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

出すということに対して私はお聞きをしたんですよね。いわゆる非常勤の特別職でもないのに費用弁償をするということに対して、準用するということは、特別職に対する支給の条例といわゆる附属機関において費用を弁償するということでの条例は、これは当然、兼ね備えられるわけではないというふうに思いますので、これについては別に特別職として委員をやはり認定していかなければ、費用弁償というのは出してはいけないというふうに私は解釈をしているわけでございます。それについて、費用弁償を準用するということであれば、当然、特別職扱いだよというふうになっておりますので、これはコンプライアンスに私は抵触しているというふうに思っているんですが。

公務災害についての答弁がなかったようなんですが、公務災害については補償されてますか。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

議員おただしのおり、公務災害に関しましては、準用といった内容ではまだ的確に該当する状況ではないというふうに捉えておりますので、このことにつきましても、現在の設置要綱を特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例への改正ということを視野に入れて考えてまいりたいと思っております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

特別職ということで適用するということは、当然、これは条例で制定しないと駄目ですよ



ね。条例にしていくと。要綱ではなく条例設置にするんだということであれば、これはやはりミライツナガル会議自体が附属会議だというふうに認めたということの捉え方で、課長、よろしいですか。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

はい、そのとおりでございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

ということは、今後、条例に制定をしていくということであれば、地方自治法の第138条の4第3項の趣旨というのがございます。これは、附属機関を乱設置や行政の内部規律、要綱による設置を許さず、議会の関与を求めたものと私も考えております。さらには、第2号の特別職の任用根拠の明確化、適正化とコンプライアンス遵守の観点からも住民訴訟のリスクを低減させることがやはり最も重要であるというふうに考えているわけがございます。

これについて、今後、町としては附属機関である、今後、条例設置を目的として改正していくというような今の答弁でありますので、要綱から条例設置を求めた私の意見が通ったということでもありますので、どのタイミングでこの条例を今後、設置していくのか。そして、条例設置になるまでミライツナガル会議はどのように運営していくのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

現時点でどのタイミングでというのは、今すぐここでお答えすることはできかねます。それまでにつきましては、現在の要綱で運営、運用していくということになるかと思えます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

ということは、要綱のまま取りあえずは運営していくというような今、答弁だと思うんですけども、先ほど来も、附属機関である、条例を設置しなければいけないというようなこ

とで認められたわけですから、これはいち早くやっていただきたい。それが完結するまでは、私は、ミライツナガル会議は開くべきではないというふうに思っております。しっかりその辺を条例化していただき、議会の関与も含めて、申し添えておきたいと思えます。

それでは、続いて、町長答弁についてお聞きをしたいと思えます。町長答弁にもありましたが、ミライツナガル会議は提案機関であり最終的な決定機関ではないとありましたが、それではお聞きします。最終的な決定機関とは、どこを指していますか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

通常、事業を行うということになれば、いろんな意見、優れた意見を我々は吸い上げまして、それを役場の中では調整会議、そして庁議、それから、議会の皆さんへの説明というような形、順序を取って、最終的には予算を伴う事業であれば予算をいただくための議決をいただき、最終的に決定すると。執行は我々がするというようなことになるかと思えます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

私も、当然、業務を行う上では確かに執行機関であるというふうに思っておりますけれども、この段階ではやはり、最終な決定機関ということであれば、私は当然、議会だというふうに思っておりますので、やはり今後、こういう附属機関についての議会の関わり方というものもしっかりと整理をしていただきたいというふうに思っております。大変いいミライツナガル会議であるわけですから、しっかりと運営を、運営根拠、いわゆる設置根拠を明確にした上で行っていただきたいというふうに思えます。

それでは、最後の質問になります。町の振興計画、これは柳津町の最上位の計画であるわけですね。その審議会というのは、当然、最上位の諮問機関であります。町は審議会に諮問をし、審議会は町に答申し、これを公表するというふうにならわっているわけです。大変重要な附属機関であるわけでございます。

そこで、ミライツナガル会議と振興計画審議会との位置づけと双方の中立性というのをどのように保つのか。その点について伺いたいと思えます。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ミライツナガル会議と振興計画審議会との中立性というところでの質問かご  
ざいます。

まず、ミライツナガル会議につきましては、住民参加型の提案機関でありまして、行政に  
対して町民の声を届けるという役割を担っているかと思ひます。また、振興計画審議会につ  
きましては、柳津町の振興計画に関して調査または審議を行うという役割を持っているかと思  
ひます。双方、ミライツナガル会議、柳津町振興計画審議会、それぞれの役割を果たしな  
がら、やはり柳津町のまちづくりの推進に向けてそれぞれ違った役割を担っているものと思  
っております。

この双方の中立性につきましては、ミライツナガル会議で提案された、協議された内容に  
つきましては、最終的には町が判断をして事業化をするのか、しないのかというところにな  
ってくるかと思ひますので、ミライツナガル会議と振興計画審議会の間には、振興計画に実  
行計画として盛り込む段階で町の考えが入ってまいりますので、それで審議していただく  
という流れになりますので、中立性は保たれていると捉えております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

中立性は保たれているというふうに今、答弁をいただきました。

振興審議会の委員の方の名簿、そして、今回、ミライツナガル会議の方の名簿を見せてい  
ただきましたけれども、やはり中立性を確保するというのであれば、構成されている委員  
の方についても、幅広い意見を求めるという意味でも、重複された方、そして、ほかの会議  
ともなかなか重複しないような、そういった方をやはり選任していただければという  
ふうに思っているんですが、その点については、委員構成についてどのような町の関与があ  
ったのか。どういう考えがあったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

振興計画審議委員とミライツナガル会議の委員につきましては、2 名ほど重複している方  
がございます。ミライツナガル会議の委員の方 2 名につきましては、自分からやりたいとい

うふうに申し入れていただいた方でございます。振興計画審議会の委員につきましては、充て職が多いということもでございます。そのほかのミライツナガル会議の委員は、自分から申し入れた方だけではございません。そのほか、均衡を取りまして、例えば西山地区の方を2名、入っていただきたいというような町の思いもございましたので、その2名につきましては町から打診をして入っていただいたという経過がございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

今、2名の方が重複されているということであれば、一番最初に私がお聞きした秘密、いわゆる情動的にこういった案件ということであれば口外しないでくれよというようなことでの規定はないけれどもお願いをしているんだということの内容と併せて考えると、どうしてもその2名の方というのが重複されているのであれば、その辺に影響が出てくるのではないかなというふうに私は実は心配をしていたわけなんです。あくまでやはり中立的な立場で振興審議会を進めていただきたいというふうに思っております。何回も言うようですけども、振興審議会というのは、やはり柳津町の最高の機関であります。振興計画というのも最上位計画でありますので、その辺、しっかりと中立性を保っていただきたいというふうに思いますので、今後そういった部分も含めて検討を含めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをして、私の質問は終わります。

○議長

答弁はいいですか。

○1番

では、答弁をお願いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ミライツナガル会議、それから、振興計画審議会、それぞれの重要な役割というものを私たちが認識して十分に反映されるように運営してまいりたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

次に、松村 亮君の登壇を許します。

6番、松村 亮君。

○6番（登壇）

それでは、さきの通告のとおり2点について質問いたします。

1、商工業の振興について。

3月議会定例会において町長は「コロナ禍前のように経済活動が本格的に再開され、人の流れが戻り、この柳津町へも多くの観光客が訪れるものと期待されます」と施政方針の中で表明をされました。

小林町政4年間を振り返り、商工業の振興の施策内容に目を向けますと、経営安定化・下支えとしての動きは評価できる一方で、商工業の活性化を促進するという点については疑問符がつきます。本年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類になったことを受け、全国では人の流れが戻りつつあり、当町も徐々ににぎわいを見せる中で、地域経済に直接的に結びつく消費喚起の施策が求められると考えますが、町の見解を伺います。

2点目、移住について。

近年、外部人材を積極的に町政に組み入れ、また、ミライツナガル会議に代表されるように若手を登用する町の姿勢を大変評価していますが、それは比較的庁舎内での動きであり、育成的要素に偏る一方で、実際に不足しているのは、地域で定期的に活動する人材であると考えます。

福島県では、2017年から各地方振興局に7名の移住コーディネーター及び県外に2名の移住推進委員を配置し、本県に関して加速させようとする動きが明確に見えます。また、相談窓口の設置、専属コンシェルジュの採用、専用ホームページの立ち上げなど、ワンストップの移住支援体制構築へ取り組む自治体も顕著であることから、多方面において人材確保は自治体にとって重要課題の1つであり、優先順位が極めて高い分野であると認識しております。

移住施策に関して、今後どのような課題意識の基に、どのような目的意識を持って、どのようなスケジュールで、どのように取り組むのか、町を考えを伺います。

○議長

答弁を求めます。町長。

○町長（登壇）

6番、松村 亮議員のご質問にお答えいたします。

初めに、商工業の振興につきましては、コロナ禍以降、柳津町中小企業融資利子補給金交

付事業の制度拡充等により町内事業所の支援強化に努めてまいりました。また、消費喚起事業としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としたプレミアム付き商品券発行事業への補助金交付や宿泊者商品券贈呈事業などに取り組んでまいりました。しかしながら、近年、財源の規模縮小や対象事業の明確化などにより、これまでのような取組が難しくなってきたのが現状であります。

今年度につきましては、継続事業とはなりますが、柳津町住まいづくり支援事業補助金及び定住促進対策新築住宅補助金等により住環境の整備に合わせた地元事業者の利用促進を図るとともに、イベント開催や県内外へのプロモーションなどの観光事業による誘客推進により、町外観光客による消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税においても、ホームページの拡充や広告掲出等の情報発信を強化するとともに、返礼品の充実を図り、地域産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

さらに、柳津町商工会では、新規事業として地域活性化新システムの構築について検討を始めており、町でも支援していく考えでおります。その検討委員会には、藤井デジタル最高責任者も加わっており、専門的な知見の意見を聞きながら、地域の実情や要望に沿ったシステムが構築され、将来的に町内事業者の活性化につながればと考えております。

以上です。

大変失礼しました。

続きまして、次に、移住支援に関する取組につきましては、地方自治体全般において、人口減少や高齢化などの問題を抱え、人材の確保が非常に重要な課題となっていることから、当町においても、優先順位が極めて高い分野と捉え移住推進の取組を行ってまいりましたが、今後はさらに進めていく必要があると捉えております。

移住に関する意識としましては、「柳津町を知ってもらうこと」、「移住した人々が安心して住み続けられるまちづくりを進めること」が重要だと考えております。柳津町を知ってもらえるきっかけづくりを行うと同時に、安心して移住できる住環境の整備や地域の人や行政との交流を通して得られる安心感といった、ハード面とソフト面の両方を意識しながら取り組むことが重要だと考えております。

そのために、移住者にとって第一歩となる窓口を充実するという目的で、移住相談窓口のワンストップ化やホームページの充実とともに、多様なケースに応えられる行政側の幅広い対応が必要と考えます。また、移住者の不安を取り除くという目的では、行政だけではなく、町民の皆さんの協力が欠かせないものと考えます。移住者に寄り添い、助言をしてくれる心

強い味方となる町民の協力体制が必要となってくるものと思います。

最後に、スケジュールについてですが、引き続き、町のイベント等の機会に交流人口、関係人口を増やししながら、既に町と関わり合いのある方に対しては、段階的に交流の度合いを高め、やがて定住に結び付けられるような施策を進めていきたいと考えます。そのためにお試し住宅の整備や住居として活用できる住宅等の整備を並行して行い、移住者の味方となる町民へ協力の呼びかけ等を進めながら、相談窓口と受入れ体制を充実させることで多様なニーズに応えられる移住地となるよう移住施策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

6番、松村 亮君。

○6番

それでは、早速、再質問に入りたいと思います。

まず、確認的な要素なんですけれども、柳津町住まいづくり支援事業補助金及び定住促進対策事業はそれぞれいつから始まったものなのかを伺います。

○議長

観光商工係長。

○地域振興課観光商工係長

柳津町住まいづくり支援事業補助金につきましては、建設課所管となりますが、平成23年度より始まった事業でございます。

また、柳津町定住促進対策新築住宅補助金につきましては、みらい創生課所管の事業でございます。平成28年度より始まった事業でございます。

以上です。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

今、お伺いしたのは後でお話ししますので、1回置いておきます。

次の質問なんですけれども、今年度から廃止になった商品券事業について伺います。商品券事業開始時の目的や期間、今回、廃止に至った経緯について伺います。

○議長

答弁を求めます。

観光商工係長。

○地域振興課観光商工係長

商品券事業でございますが、町内では、ふるさと商品券事業とプレミアム付き商品券事業の2つがございます。ふるさと商品券事業につきましては、商工会様のほうで独自に運営しているものでございます。プレミアム付き商品券事業につきましては、プレミアム分につきましては町から補助金のほうをお出ししている事業でございます。そのプレミアム付き商品券事業につきましては、平成12年度に柳津町商工会の事業として開始しまして、開始当初は町内事業者の活性化を目的に開始したと聞いてございます。

また、今回の廃止に至る経緯でございますけれども、プレミアム付き商品券事業の終了につきましては、数年前から柳津町商工会のほうと協議を重ねてきたところでございます。また、財源としまして新型コロナ対策の地方創生臨時交付金を財源としておりました。そちらのほう予算編成時には事業の募集がなかったということもございまして、令和4年度で最終年度ということで進めさせていただいたところでございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

次の質問に行きます。同事業廃止に伴う代替案等の検討など、関係団体とはどのようなようにされたかを伺います。

○議長

観光商工係長。

○地域振興課観光商工係長

プレミアム付き商品券につきましては、今ほどもお話しさせていただきましたが、数年前から商工会さんのほうと協議を重ねさせていただいて、令和4年度を最終年度でということをお話を進めさせていただいてきたところでございます。

また、代替案についてでございますが、今ほどの町長の答弁にもございましたが、まだどのような形にしていくかというところは模索している状況ではあるんですけども、商工会さんのほうで地域活性化新システムの構築をご検討されているということで、そちらに対しての支援や運営を開始してから連携していくというところで商工会様のほうともお話をさせていただいているところでございます。



○議長

6番、松村 亮君。

○6番

内容は分かりました。

次なんですけれども、答弁から、建設業や観光業の地元事業者利用促進を図っているのは理解したところであります。しかし、一方で、商品券事業廃止に伴い、当町に多く存在する小売業、飲食業は大きな痛手を受けることが想定されます。そこに対してケアをする必要があるのではないかというふうに私は考えているんですが、町として商品券事業廃止に伴う弊害や影響、それに対してどのようなことができるかと考えているかを伺います。

○議長

観光商工係長。

○地域振興課観光商工係長

近隣町村への量販店の新設や新型コロナの影響、さらには燃料や物価の高騰などで地元の小売業、また、飲食業をはじめとしました多くの事業者様におかれましては、大変な思いをされているかと考えてございます。

プレミアム付き商品券につきましては、1億3,000万円の発行額で実施しておりまして、大きな経済効果があったかとは思っております。その中身につきましては、やはり1件当たりの消費金額が多い利用が多かったのかなと考えてございます。もちろん、小売業におきましても多くの利用実績の報告を受けておりますので、少なからず影響はあったものかと考えてございます。

どのような対策、方法があるのかというご質問でございますけれども、対象となる事業者やターゲットをどこにするかということで手法は様々なのかなと思っております。1つの例としてなんですけれども、キャッシュレス決済も普及してきておりますので、加盟店で利用するとポイントが付与される地域限定のサービスなども考えられるのかなとは思っております。

また、小売業や飲食店という部分に目を向けるのであれば、使用する金額の上限を低く設定し、複数回に分けて実施することによって、消費金額の少ない事業所でも消費拡大につながるのではないかと考えております。

様々な業種の事業者さんが町内にも存在しておりますので、事業実施の際は商工会様をはじめ関係団体等々と十分協議は必要なのかなとは考えてございます。

以上です。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

いろんな影響があるんですけども、飲食や小売りにフォーカスしているというのは、考えてもらうと分かるんですけども、最初に上げた事業があつて、それは割と大工さんとか工事関係の人とかにつながるような部分ですよと。ある程度、厳しい中でも、それなりに充足できている部分があつたり、観光業に関しても、商品券配付事業みたいなことをやって泊まってくれた人に町内で使える商品券をあげたりというような事業が残っているんですよ。

片や、小売りや飲食、例えば、飲食なんかはコロナ禍で休業補償とかもらっていたじゃないかと言う人がいるんですけども、それはあくまで国の話であつて、しかも店を閉めなければいけない中でそういうことをやらなければいけなかったわけで、1回離れたお客さんをまた元に戻すのは、実はすごい大変なことだと思うんですよ。なので、やはり小売りや飲食は今、一番支えが必要なのではないかというところから、こういう質問をしていたりします。

次の質問に移るんですけども、答弁に、近年財源の規模縮小や対象事業の明確化などによりこれまでのような取組が難しくなっているとありました。対象事業が明確化になったことでこういう状態、つまり消費喚起事業まで手が届かないということは、町として商業の活性化、今回に関しては主として消費喚起の意味で用いますが、優先順位は低いということなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長

観光商工係長。

○地域振興課観光商工係長

決して優先順位が低いというわけではございませんので、ご理解をいただければと思います。

福満商品券事業につきましては、新型コロナの対応の地方創生臨時交付金を財源にさせていただいておりましたが、その財源が予算編成時には確保できなかったというところがございます。また、今年度においても、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金の事業募集があるというようなお話も財政部局から聞いておりますので、今後、福祉事業等、ほかの事業とのバランスなどもあると思いますが、十分財政部局、また、ほかの課等と協議はしていきたい

と考えております。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

責め立てているわけではないので。理解しているところはあるんです。バランスだと思っ  
ていました。

財源がない、財源がないとよく理由にされるので、では、あなたは努力をしているのかと  
いう話なんですけれども、やはりこの4年間、議員になってからですけれども、官公庁であ  
ったり、経済産業省の補助金ないしは助成金の類いで何千万か申請で出しているんですよ。  
それって、我々も同じ状況なんです。民間に戻ったときに、財源がない。でも、やらなけれ  
ばいけない課題があって、何とかするには、まずそういうところから始めなければいけない  
よねという姿勢の下に、そういうことをやっていたりします。

今ほど財政部局との関係性を持ちながら、そういうこともやっていきたいということで答  
弁をいただいたのでいいと思うんですけれども、次に用意していた質問としては、財政規模  
の縮小が理由なのであれば、国・県の補助金・助成金に申請をし、官・民で共創することや  
民間が獲得した補助金や助成金の原資について、町が一部サポートをする、そういった姿勢  
があってもいいのではないかと思うんですが、担当課のお考えや近年の実例があれば伺うと  
いうのを用意していました。

なので、今、少し先に話してしまったんですけれども、例えば、どこかの団体が1,000万  
円の補助金を取ってきました。それは5分の4なんですと。残りの5分の1って結構大き  
いと思うんですけれども、そのうちの2分の1を町が見てあげるとか。それは、だって取っ  
てきてくれたのはその人たちなわけであって、大きな額だったりするので。そういうお考え  
があったりするものなのか。あと、ここ数年間で実際に町内の関係団体が取ってきた補助金  
に対して町がサポートした実例があれば、併せて伺いたいと思います。

○議長

観光商工係長。

○地域振興課観光商工係長

ただいまのご質問に対してでございますが、昨年度、観光商工係所管の事業で、まちなか  
活性化事業というものがございまして、町内の団体が福島県のサポート事業を受けまして、  
まちなかイベント等の事業を実施しております。その自己資金分に対して、町としても補助

金を交付しているところでございます。また、今年度についても、同事業で予算化はしているところでございます。

このように民間の団体さん等が積極的に財源を確保して主体的に取り組んでいく新しい事業については、規模等にもよるかとは思いますが、同様な取組で引き続き支援していければと考えてございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

まちなか活性化事業で県のサポートを取った団体に自己資金分を支援しましたよというところで、大変よきことかなと思っています。

私も関わることがあるので一応、言っておくんですけども、はっきり言って、やる側からすると利益にはならないんですね。だけれども、町に既にあるお店とか、ここに遊びに来てくれたお客さんとか、町内に住んでいる人がそこで経済活動をするに対して、わざわざ身銭を切ってやっているわけですよ。だから、やはりそういうところに支援をする考えは絶対的に必要だろうと思っているし、それが実は一番かみ合ってくるやり方なのではないかなとも思ったりするので、今後も柔軟にご対応いただけるといいのかなと思っています。

次に、当町の商工業の実態を踏まえて質問したいと思います。経営の安定化を図るため、中小企業融資利子補給金交付事業を町は行ってこられました。直近10年間で約40もの町内事業者が廃業もしくは商工会を退会しております。その4割以上が令和に入ってからであり、加速傾向にあるのは今の現実であります。お店があるということは、観光地としての受皿になることはもちろん、住みやすい町の大きな要因でもあり、町民の方の利便性の向上や生活基盤水準の安定につながるなど、様々な観点からも商業の支援は町全体の産業の活性化に大いにつながると考えますが、担当課としての見解を伺います。

○議長

観光商工係長。

○地域振興課観光商工係長

廃業につきましては、正確な情報はつかめていないところではあるんですけども、後継者不足という要因も非常に大きいのかと思っています。人口減少が著しい中、これまでと同様の消費を維持していくということも、なかなか難しいことなのかと考えてございます。

お店があることによって観光地としての魅力も向上すると思いますし、地域住民にとって

も住みやすい町になってくるものと思っております。なかなか具体的な回答はできないところではあるんですけども、ほかの課等とも十分に協議しまして、継続事業、また新規事業というようなところで総合的な施策において地元事業者を支援していければと考えているところでございます。

以上です。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

廃業する理由はいろいろあると思うので、今の答弁のとおりかと思っています。

だとすると、もうちょっと、後継者支援とかもやっているんでしょうけれども、起業者支援とかも、もっと明らかに色をつけてやってみるとか、めり張りがいいから多分、続かないんだらうなと思っていたりするし、何か使われない事業ってあると思うんですよね。

実際問題、この町でお父さんが経営をしていて、例えば、息子さんとかと一緒に働いているところって、やはりこれから受渡ししていかなければいけない時期が出てくると思うんですよね。そういったときに安心して、子育てと一緒にだと思えますよ。安心して子供に経営基盤を渡せるようなサポートを町がしてあげることで、町で店がまだ営める、商売が営めるという状況をやはりつくってあげる必要があるのではないかなと私は思うんですね。私に対して後継者はいないですけども。

やはり本当にお店がなくなると、だって、みんな大変なはずなんですよ。高齢者の人、買物に行けないとか、燃料を入れられない。三島だってガソリンスタンドがなくなったけれども、また造ったじゃないですか。復活させたじゃないですか。ああいうことが絶対起きるんです。だから、商業のことばかり言って恐縮なんですけれども、絶対まちづくりにこの先必要不可欠な部分であるので、そこだけ伝えていきたいなと思っています。

ここからは町長に伺います。再質問の冒頭に伺った住まいづくりと定住促進の2つの事業や答弁にありましたふるさと納税事業は、継続事業であり、現体制になってから新たに生まれた事業ではないと思っております。これまでの担当課との問答を踏まえ、これからの小林町政は本分野において主体的立場で新たな動きをするつもりがあるのかを伺います。

○議長

町長。

○町長

ただいまの質問からちょっと外れるかもしれませんが、新規事業ではないというところで、ふるさと納税事業があります。これについては、これまでの取組を抜本的に見直しまして、思い切った強化施策によって地場産業の活性化につなげていきたいと強く思っておりますので、まずここを進めていきたいと思えます。

また、先ほど来、述べておりますけれども、町商工会で検討が進められている地域活性化の新システム、これについても早く実現できるように、実用化できるように積極的に協力して支援をしていきたいと、そんなふうに考えています。

さらに、プレミアム付きの福満商品券については、今年度停止をしたということでありませうけれども、今後、これまた町内の経済情勢等を見て、それによってはカンフル剂的な使い方にはなるかと思えますけれども、また再度そういった手法を使っていくことも十分考えられると思っております。町商工会とも情報共有をさらにしっかりと図っていく必要も感じております。

以上です。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

今ほどの答弁の中でカンフル剤というお話があったんですけども、要望の場所ではないのであれなんですけど、やはり一番、多分、町内の事業者が欲するのって即効性のあるものなんじゃないかな、次にやはり継続性があるものなんじゃないかなと思うので、それは今後、計画する事業に大いに反映させていただきながら進めていただきたいなと思っております。

主体的な立場で取り組む、おつもりがありますかなんていう聞き方をしたのは、次の質問に該当してくるんですけども、令和元年12月、自治体の役割の明確化や行政だけでは解決できないが町としては解決が必要な事象に対し、関係各所と協力しながら課題解決をしてはどうかというような内容で私は一般質問をさせていただきました。町にできないことがあって当然だと思いますし、ただ、そのままにしてもらっても困るところで、解決策の一助として第三セクター、地域商社のようなご提案も差し上げた記憶しております。町内事業者や団体と協議し必要かどうか判断してご答弁をいただいてから4年たちます。再度、その件について町長にお伺いをしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

実は、昨年度から町内事業者、あるいは、関係団体と、非公式ではありますがけれども、個別に意見交換を重ねてきております。結論としましては、地域商社的な組織、これはぜひとも柳津町には必要であるというふうに私は今現在、考えております。

今後、新たにそういった組織、法人になるかと思うんですが、設立をする、あるいは、今ある組織を変更したり、いろんな形はあるかと思っておりますけれども、そういった場合、設立の費用であったり、あるいは、当面、運用をしていく費用といったものも当然かかってきますので、これは町としても一定期間、捻出をしていくというような覚悟が必要かと思っております。そういった財源なども、今いろんな形で私なりに考えております。今後、今年度、組織の在り方、いろんな形がありますけれども、正式に協議に入っていきたいと、そんなふうに考えております。当然、その前、あるいは、その段階、段階においては、議員の皆さんには説明をしていくというような形を取ってまいりたいと思っております。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

商工業の振興についてはここで終わりにしますけれども、今ほど地域商社の重要性、必要だと感じているというところで町長が述べられましたので、形にしていければ一番いいなと思っております。本日の町長挨拶にも、地域の実情に合わせた経済対策や物価高と新型コロナウイルス感染症で疲弊した地域経済の立て直しに努力しますというふうにありましたので、その言葉が嘘にならないように、この先、形にしていだけるよう厳しく議会としても観察をしていかなければいけないでしょうし、楽しみにしていきたいというところでもあります。

次の移住についての質問に移ります。先ほどの答弁を基に、現状や進捗度合いなどの確認の意味で質問します。移住相談窓口のワンストップについて、現在の体制を改めて担当課に伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

移住相談窓口についてですけれども、相談の窓口としては、みらい創生課が窓口となって現在、担当して開設しているところでございます。

空き家の相談も含めて、移住等の問合せについてですけれども、まず、子育てについての

補助金や助成制度等、支援関係について、また、その他の生活環境に関わる情報について、必要だと思われることについても可能な限り移住担当者が案内するというような流れでございます。しかしながら、町営住宅であったり、保育所や学校関係であったりといった最新の状況を確認する必要がある事例につきましては、残念ながら、手続について、また、聞き取りについては各課に取り次いでいるという状況でございますので、完全なワンストップな窓口にはなっていないと認識してございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

次に、ホームページの充実について、近年の実施事項について担当課に伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、移住に関するホームページの充実というところでございますが、総合案内ページ、「きく・すむ・やないづ 移住支援&相談窓口」を開設しまして、住居、子育てに関することであったり、学習支援、仕事、生活環境に関わる詳細についても、それぞれに検索することなくそのページ内で情報を提供しているという状況でございます。

また、併せまして、ビデオ通話を活用しましたオンラインの窓口を開設してございます。これにつきましては、遠方にいらっしゃる移住に関心のある方につきましては、わざわざ町に来ることなくオンラインで相談ができるという環境になってございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

もう1点、現況確認であります。本分野における周知活動について、いろんな移住体験イベントとか、都内でも行われていたりするんですけども、そういったところも含めて近年の実施事項について伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、周知活動についてというご質問でございますが、現在は、県の移住のポータル



サイトであったり、ふるさと回帰支援センターのホームページであったり、また、窓口にチラシを設置したりということで周知を行っているところがございます。また、そのほかには、民間が運営するポータルサイト、ワープシティ、たびすむ等々の民間のサイトを活用した情報発信であったり、また、東京で開催される移住推進イベント、県主催のイベントでございますが、こちらのほうに参画をして周知を図っているという状況でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

次の質問です。答弁に、優先順位の極めて高い分野であるとありました。近年の誰がやるか問題や持続可能な地域づくりに人材は必要不可欠であり、また、自治体の財源確保に目を向ければ、基盤になるのは住民からの納税であることは明らかであるため、移住政策は力を入れる必要があると考えております。財源が減ってきていて弾力的な予算組み、柔軟な町運営ができないというのを理由にする自治体なのであれば、今ほど3つ質問させていただいた取り組み方、進捗度合いが必要十分だったとは思いません。近隣市町村や県内外の明らかに注力している自治体の話を踏まえ、担当課に見解を伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

移住施策の進んでいる町村、また、近隣町村におきましては、独自の移住に関するポータルサイトを開設したり、移住に特化した周知を進めている町村もでございます。また、移住の窓口であったり、移住したい人のサポートであったりを民間の業者に委託しているという状況もあるかと思えます。

現在、移住に関して町が進めようとしているのは、まず、関係人口、柳津町に興味を持っていただける方を増やしたいというところでございます。それにつきましては、観光事業の参画者であったり、仕事で来町された方であったり、事由は様々であろうかと思えますけれども、まずは柳津町と関わる人をつくっていききたいというところでございます。

さらに、段階を進めて、そういった交流の度合いを深くして、柳津町に移住してみようかなというふうな気持ち傾いたときには、それに関する詳細について、民間の方が寄り添ってサポートしてくださるということが重要になってくるかと思えますので、今後においてはそういった方、人材を確保していくというようなことも必要かと思えます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

進んでいるところは「独自」とか「特化」とか、そういうことなんですよ。先ほど張り張りの話をしましたけれども、やはりそういうことなんだとは思ってしまっていて、多分、この分野に関して言うと、柳津町ってすごく遅れていると思います。別にそれを町のせいにしてよいかしているのではないんですけれども。私が思っているのは、この分野においては自治体側の基本的な体制や姿勢に課題があるなど感じています。

そこで、次は町長にお伺いをします。平成29年12月議会一般質問において、空き家対策と移住を絡めてホームページの在り方や職員の熱意について、これでは移住者の心をつかむのは難しい、もっともっと面倒を見ていこうという思いが大切だと指摘された議員の方がおりました。それが現町長であります。

小林町政になってからの4年間、担当課との取組に対し、優先順位の極めて高い分野と答弁された本件を、町長ご自身がどこまで熱意を持って具体的に指示ができたか、振り返っていただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

議員おただしの平成29年12月の一般質問、私も覚えております。当時の考えというのは、今も全く変わっておりません。空き家対策と移住というテーマですけれども、これは、空き家対策、そして、移住、大きな課題を2つくっつけたような形になっております。非常に難しい問題だと思います。

これまで空き家対策については、まず、空き家になってしまった空き家を適正に管理をしてくれというような指導とお願いを町としては空き家の所有者に対して、知り得る所有者に対して全員にしております。そして、かなり建物が傷んでしまってそのままでは置いておけないという所有者に対しては、解体を促すような形で指導やお願いをしてきたと。解体除却については、一定の成果も上げてきたということでもあります。

一番難しいのが、空き家をリフォーム、修繕をして利活用するための仕組みをつくっていくというのが非常に私は難しいと思っております。実は職員2名をそういった仕組みづくりに先進的な取組をしている自治体に派遣をして研修をさせていただきました。そして、その後、

不動産業者、工務店との話し合いを重ねて計画づくりということで始めたんですが、なかなか、これはお金が伴うことであって、誰がいつお金を出していくんだ、その危険は誰が負担していくんだというような個別的な話になってくると、なかなか前に進むことができませんでした。結局は、そういった計画は実現には至らなかったということでもあります。

また、もう一つの大きな問題である移住についてでありますけれども、Iターン、Uターンを含めてこの4年間で柳津町には54名の方が移住をしてきております。しかしながら、先ほど来、話が出ているように、移住者を受け入れるための体制づくりは十分にはできておりません。そこで、今、私が感じているのは、空き家対策、そして、移住についての促進、これはいずれも専門性の高い分野であるということからして、これをスピード感を持って進めていくということになると、どうしてもやはり外部人材の登用ということは避けて通れないのかなと今、考えているところでございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

十分にできていないという感想があって、それって専門性が高い分野がどうしても壁になってしまうというお話があったと思いました。最後に、越えられない壁の部分で人材の話が出ましたけれども。

正直なところで言うと、本件に関しては、このまま町にお任せしていても成果は出ないのではないかなと思っています。結構ドライかもしれないですけども。ただ、この町にご結婚を機に引っ越してきた方とか、私もその1人ですけども、地域おこし協力隊としてこの町に来た人、そういう移住経験のあるような方を登用して裁量を持たせて事業を展開していくというのが、がしゃがしゃ進めていくにはいいんじゃないかなろうかというふうに個人的には結論づけているところでありますけれども。

担当課としては、移住事業を進めていく上で、今、私が申し上げたようなことってどういうふうに捉えられるのかなというところ、見解を伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

移住に関しての外部人材の登用というところでございますが、確かに支援制度であったり、補助金の情報であったり、既定の情報や手続といったものは行政が当たるというほうがスム

ーズに伝達するのかなと思います。しかし、それ以外の実際に生活する上での情報であったり、また、不安の解消であったりというのは、やはり一々役場に来てそれを聞くというハードルも高いでしょうし、聞きに来られた場合にそれに的確に答えられるのかと言えば、そうではないと認識してございますので、そういった細かにサポートしてくれる外部人材の方がいらっしゃるのであれば、移住のほうもスムーズに推進されるという、町の役割と外部人材の役割というものの両方が必要であると認識してございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

おおむね賛成というか、同じような意見なんだなと思っていて、ただ、やはりそれには役場職員のサポートが必要だよというような部分も含みおきがあったかなと思いました。

例えば、では、この事業を一気に進めていこうと思ったときに、人を採用しなければいけないというふうになったときに、先ほど同僚議員からもいろいろ、報酬の件とかお話があったと思うんですけども、報酬や対象条件の整備、募集や住居等の準備などを年内に実施するくらいのスピード感があって、議会の理解を得ながら補正予算も柔軟に対応するなどの必要も出てくると考えているんですが、担当課としてそこまでやるつもりがあるか、そこまでできるとするか、お考えを伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

前段、申しあげましたサポートをしていただけるような専門の方ということ考えたときに、課内の間でも地域おこし協力隊の方をぜひ募集したいというような話にもなっております。協力隊であれば、財政的には国の交付金の対象にもなるというようなところで、また、その方が3年間、任務としていてくださった末には、またこの柳津町に定住をしてくださる可能性も高いということから、担当課としては地域おこし協力隊のほうを考えているという状況でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

大がかりな補正予算というのは、もう議会側としても非常に慎重になる部分であると思う

んですけれども、これだけここでこういうことを言っているわけだから、逆に、町が一気に準備してやってきたぞというような姿勢が、この事業に対する姿勢とイコールだと思うので、後でどうなるかはさておき、がしゃがしゃやってもらいたいなど。それぐらいの熱意がないとなると、できないと思うんです、こういうこと。また、外部人材かよって話なんですけれども、少なくとも協力隊に関しては国から基本的には全額出るわけであって、そういうことを有効活用できない自治体は、この先、別の事業だって有効活用できないと思うんですよね。やってみて失敗があったらしようがないんでしょうけれども、やらずしてというのはちょっと、納得いくとかいかないじゃないですけれども、やはり納得いかないの、ぜひその姿勢を見せていただきたいなと思っております。

次に、先ほど空き家の話も出ていましたけれども、移住には住居問題もセットであり、空き家対策も絡めた移住施策を個人的には望んでおります。空き家対策の話ではありませんので詳細は省きますが、近年、空き家関連において中長期的な取組で着実に成果を上げ、移住に結びつけている自治体があります。お隣の会津美里町であります。詳細は省くということで、論より証拠ということだと思んですが、ぜひ早い段階で研修などに行っていただきたいというふうに思うわけですが、担当課としてそれは可能でしょうか。お伺いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

まず、例として隣町の美里町の取組というところがございます。美里町で取り組んでいる民間の方につきましては、担当のみらい創生課のほうでも話になっておりまして、ぜひ実際見に行きたいという希望もありますので、そちらの研修に関してはすぐに実施したいと思います。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

鋭意準備していただければと思っています。

次の質問が最後なので、先に今回の趣旨をお話ししておきますが、皆さんの手元にあってもにっちもさっちも行かないような事業は、この庁舎が箱だとすると、箱の外に出してあげたいなと個人的には思っています。それがはっきり言って町民のためだし、皆さんのためにもなると思う。だから、有効に外部とか、あるいは、できる人というのをやはり使う必要が

あるし、皆さんの手元で止めておく必要もないというか、その辺、もっとシンプルな発想でいいんじゃないかなと思っていたりします。できないものは廃止したり、よそに渡したり、そういうことが柔軟にできないと、いろんな事業ができないと思うので。これは多分、ずっとこの先言うので、よろしくをお願いします。

最後に、町長にお伺いをします。

移住問題に取り組むのは、何も私が移住者だからではございません。どちらかというと、柳津町民だからであります。町長は常日頃、今、柳津町に住んでいる方の幸福度を上げるとおっしゃっております。「和を以て貴しとなす」がモットーの町長らしいなというふうに変え共感する部分であると同時に、町民が少なくなるということは、地域活動の負担も増えてくる。そして、表には出ないかもしれないですけども、住民サービス料、税金みたいなものですね、税金とかの実際の負担額というのは、人数が減れば減るほど、いる人たちに負担がかかるのはもう分かりきっていることだと思うんですね。それって、今、この町にいる人たちの幸福度を高めるということと、一方で、移住とか人口減少に、あらがえるかどうかは別として、対策をしっかり講じていかないと、結果的には多分、今いる町民とか、これから大人になって税金を払う町民、子供たちを苦しめることに、どうしてもなっちゃうんじゃないかなというのが私の考えであります。その部分を問題提起したいというところです。

人口減少が社会問題であり、当町単独でできることは多くないと思うが、やはり移住・定住は重要課題の1つであり、そういった根っこをきちんと理解した上で、表面的にはない政策立案や行政の執行をお願いしたいと思います。町長に今後の意気込みについて伺い、質問を終わりたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

移住・定住の促進というのは、非常に大事なことであって、推し進めていかなければいけないと思っております。

福島県への移住先分布という地図がありまして、福島県内のどこに多くの人移住先として決めて移り住んだかというものでありますけれども、中通り、あるいは、浜通りの平地、平場ですね、雪が特に降らないような場所に集中的に移住者は移り住んでおります。さらに見てみると、やはり学校や買物や病院が近くにあって非常に住むのに便利な場所に人が集中

して移住を決めていると、そういった状況下にあるようであります。

そういった中で、柳津町に移住者を呼び込むためにはどうしたらいいのかということになりますけれども、これは柳津町で何かをしたい、柳津町でしかできない、あるいは、柳津町で何かに関わりたいというような、その何かをつくっていけるかということにかかってくるのかと思っています。近隣で1つの例としては、やはりカスミソウを作りたいがために昭和村に移住をする、あるいは、柳津町に空き家を探すとかというような動機と結果が出てくるわけであります。

また、特に可能性としては、これから柳津町で私が本当に一生懸命進めよう、絶対にやり抜くぞと決めている歴史的風致維持向上計画、こういったまちづくりの取組を一緒にやってみたいというような思いを持ってくれる人がいれば、これは柳津町に住んでくれるんだろうと。そういったことにこれから力を入れて、移住の目玉として考えていけたらいいなど、そんなふうに思っています。

○議長

これをもって、松村 亮君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を14時25分といたします。（午後2時15分）

○議長

議事を再開いたします。（午後2時25分）

◇

◇

◇

○議長

次に、岩淵清幸君の登壇を許します。

5番、岩淵清幸君。

○5番（登壇）

さきの通告により質問いたします。

安心して暮らせるまちづくりについて。

災害は忘れた頃にやってくると言われておりますが、いつ起きるか分からない災害や近頃多発している凶悪な犯罪から町民の財産や生命を守ることは、行政の大切な責務です。第6次振興計画の基本目標の中にも「健康で安心して暮らせるまちづくり」という項目がありま

す。その中から次の2点について質問します。

①防犯対策について。

防犯対策は、大きく分けて防犯意識の向上と防犯設備の設置を促進するという2つの対策が考えられますが、それぞれについて今年度どう取り組んでいくか伺います。

②災害対策について。

例年、梅雨の時期や梅雨末期、あるいは、台風シーズンになると、集中豪雨などの被害が全国で発生しております。当町においても防災体制を整えておく必要がありますが、災害対策をどう強化するのか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

5番、岩渕清幸議員のご質問にお答えいたします。

防犯対策につきましては、議員おただしのおり、自らの安全は自ら守るという自主防犯意識を高める意識づくり、地域の安全を守るための連帯感を持った地域づくり、そして、犯罪に遭わない、起こさないための環境づくりが挙げられます。

意識づくりについては、町広報紙や防災メール等を通じ防犯に関する情報提供を行っております。これまでには、犯罪・防犯情報が配信される福島県警のPOLICEメールふくしまの登録の案内も広報紙にて行ったところであります。近年、特殊詐欺の巧妙化やいわゆるアポ電強盗等の犯罪の凶悪化が報道されておりますので、犯罪の手口と防犯対策を周知してまいります。

地域づくりは、町防犯協会の夜間パトロールや防犯指導隊の地域の防犯活動のほか、やないつ子ども見守り隊による児童・生徒の登下校時の安全を確保するための活動を行っております。

環境づくりでは、町が設置・管理する防犯カメラを町内に15台設置しており、犯人検挙の手段のみならず、犯罪防止につながる抑止力となっているものと推察されます。また、防犯灯設置補助金にて各地区の防犯灯設置への支援を行っているところであり、夜間でも明るい環境で安全・安心なまちづくりに寄与しているものと考えております。

次に、災害対策につきましては、いつ発生するか予測不可能な地震に比べ、大雨や台風は気象予報の技術進歩により雨量等のある程度の予測ができますので、町としてもこれまでど



おり気象庁や県からの防災情報を町民に対して防災無線や防災メール等を通じ的確に伝え、早めの対策を講じていただくよう呼びかけをするとともに、出水時には川や水路など危険な場所に近づかないよう呼びかけを行ってまいります。

また、日頃から家族でできる防災対策として、一昨年度、全戸に配付した非常用持ち出しバッグを含めた備蓄品の定期的な補充やハザードマップを確認し避難所と避難経路の確認を促すなどの対策について、周知をしているところであります。さらに、町防災訓練の積極的な参加や各地区での自主防災訓練実施の呼びかけを行い、有事に備える訓練をしていただき、自助、共助ができるよう啓発しております。

なお、道路などのインフラについては、現場を確認し補修が必要な箇所については修繕するとともに、緊急雇用創出事業により道路脇の側溝が詰まらないよう管理を行いながら、大雨でも道路が流出しないよう防災・減災に努めているところであります。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

5番、岩渕清幸君。

○5番

ありがとうございます。

まず初めに、防犯意識の向上についてです。町防災無線や防災アプリなどで特殊詐欺などの被害防止の呼びかけを行っていることや近隣町村においての犯罪手口の周知などを行っていることは、承知しています。それ以外にも、自分の安全は自分で守るという防犯意識を高めるために、例えば、鍵かけの呼びかけ、これは県でも行っているわけですが、これを行ってはいかがかと思っております。私も農家ですが、特に農家などは農作業のために外出し、鍵をかけずに出てしまうというようなことが多々あると私自身、そういう経験がかなりあります。そういったことも頭にあるものですから、施錠の呼びかけ、あるいは、近隣、隣近所のいられる方への声かけ、留守になる場合にはそういったことを呼びかけるというような、呼びかけるというか、そういう働きをするというような呼びかけを防災無線等を通じてやっていったら、地域の防災に役立つのではないかと思いますけれども、この辺の考え方について伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

各家庭における鍵かけにつきましては、町の広報紙なども利用して呼びかけているところではありますが、議員おただしのように、近年、県内でも凶悪な犯罪が多発しておりますので、改めて防犯意識の向上を促すために町の広報紙やSNS、また、場合によっては防災無線なども活用して周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

ありがとうございます。

県で出している県民の防犯意識の向上ということでもうたわれておりますので、さらに2番目の質問も同じでございますが、地域防犯力の向上ということで、人口減少や高齢化、核家族化、それにコロナ禍もあって、地域の行事なども中止が相次ぎました。そういったことから、地域内の人間関係が希薄になっているのではないかと指摘する方もいらっしゃいます。県の犯罪防止に向けた取組の中に「ながら見守り」というのがございまして、ながら見守りを呼びかけるとなっております。つまり、どういうことかと言いますと、ウォーキングや買物、あるいは、犬の散歩などの日常活動を行う際、防犯の視点を持った見守りを行うというものです。地区の防災力向上のために、ながら見守りをお願いするということは、有効ではないかと思えます。いつもと何か違うと感じたら通報していただけるような仕組みづくりをしたらいいと思えますが、考えを伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

ながら見守りの仕組みづくりということでございますが、現在、町のほうでは、郵便局と包括連携協定を結んでおりまして、郵便配達の際などに町内において異変等があれば連絡をいただく体制を取っております。

議員おただしのように、町民の方からそういった散歩やジョギングの際に情報提供いただければ、いち早く対応が可能となってくると思われますので、どういった方法がよいのか、

関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

地域で地域を守るということも非常に大事なことなのかというふうに思っておりますので、町全体でこれからの防犯ということについても考えていただきたいと思っております。意識の分は終わりますが、施設の方でも防犯関係については質問させていただきたいと思っております。

施設の設置ということで、防犯施設ということでございますが、まず、答弁にもありましたが、防犯灯については、設置補助金もあるし、各集落ともかなり整備が進んできたというふうに私も認識しております。

しかし、中学生議会において、町内の道路が暗いとの意見が出されております。まだ、集落内においても暗いところも多くあるのも、実際あります。もっと防犯灯があればいいと思っている集落もあるかと思いますが、電気料金は集落で支払わなければなりません。LED化が進められ電気料金も安価になってきたとは言えますが、今月から電気料金が値上げされます。多く設置すれば負担となることも考えられますので、地域では二の足を踏んでいるところもあるのではないかと。防犯灯の電気料金の無料化を検討すべきだと思うんですが、町の考えをお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

防犯灯の電気料金の無料化ということでございますが、議員からもあったように、町のほうでは、設置や修繕の際に行政区のほうに補助金を出しております。また、LED化のときには補助率を上げて支援を行ったこともございました。議員からもLED化によりまして防犯灯にかかる経費もかなり安くなったという声もあったということでございますが、近年の電気料金の値上げなどもありますけれども、電気料金を全て町のほうで負担するとなると、毎年多額の費用がかかってくるのが予想されます。町の財政のほうも今年度、基金を取り崩して何とか組んでおりますので、その辺は何とかご理解いただければと思います。

電気料金につきましても、各地区でトータルしてどのくらいかかっているのかということ

については、こちらでも把握しておりませんので、その辺、把握できれば今後、調査していきたいと思っております。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

各地区、毎年、会計報告等において電気料金等については出ていると思いますので、調査は比較的楽かなと思います。なかなか財政が厳しいということで、無料化はなかなか難しいのかなと。私は、議員の立場としては財政が厳しいからやらなくていいとはとても言えませんので、いろいろ無駄、無理、むらを省いて安全なまちづくりということでお願いしたいと思っております。

先ほど総務課長の答弁にもありましたが、県内でも強盗殺人事件などが発生しております。記憶に新しいと思っておりますが、そのときも報道でもありましたが、防犯カメラというようなことで犯人を特定することができたということで、町長の答弁にもあったとおり、防犯カメラを設置することによって犯罪の予防や、あるいは、犯人の特定などに大きな力を発揮するものと思っております。

現在、町では15台の防犯カメラを設置しているとの答弁がありました。実は、この質問をするに当たって、町の第6次振興計画の令和4年度の施策マネジメントシートを見ておりましたら、6か所に設置というようになっておりましたので、これは、確かに私自身もそうかなと思っておりましたので、ちょっと少ないのではないかというような認識がありました。それで、15台ということで少し安心したところですが、設置位置について伺いますが、道の駅や役場前など、そのほかに保育所や小中学校周辺、それに通学路などもカバーできているのかどうか、お伺いいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

まず、設置箇所15台ということですが、主要な道路のところに6か所、6台設置しております。それと、サブセンターに2か所あるわけですが、そこにそれぞれ2台ずつで4台、各小中学校に3台、それから、ラッキー公園のほうに2台、合わせて15台ということで

ございます。

保育所や学校の通学路について、今、設置してある防犯カメラでカバーできているのかということかと思いますが、五差路や役場前に設置しているものもありますので、一部についてはカバーできているものと考えております。

以上でございます。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

カバーし切れてはいないというふうな捉え方でいいかと思いますが。

県内の凶悪事件発生のニュースを見て、町の人からご相談を受けたということがあります。やはり不安だなと。柳津に起きてても不思議じゃないよなというような相談を受けたこともありますが、そういった町民の方の不安解消というようなことで、もう少し増設することは考えてないのかどうか、伺いたいと思います。それはどこかという、1つは、先ほど言いました通学路関係、それから、もう一つは、町内の各集落、集落一つ一つは厳しいかもわかりませんが、大字単位、あるいは、県道ごととか、そういった形で、町に出入りするには必ず通らなければならないような場所を選定して、そういった場所に増設、設置していくというようなことは考えられないのか、お伺いいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

まず、1点目は、防犯カメラの増設ということかと思いますが、先ほども申し上げましたが、現在、15台設置しております。議員おただしのような施設、公共施設のほうに、全ての施設に設置できればそれに越したことはございませんが、維持管理費、ランニングコストなどもかかってきますので、よく施設管理者のほうと協議の上、判断していきたいと思っております。

それから、大字単位での防犯カメラの設置ということなんですけれども、現在、主要な道路付近や施設付近の道路を監視している防犯カメラは、先ほども申し上げたように、6か所ということでございます。そのランニングコストということで約年間70万円ほどかかっているわけですが、総務課内部でも検討し、令和5年度の予算見積りの際に業者のほうから見積りを取ったところ、1機当たり設置費用で30万円強、ランニングコストで年間40万

円弱のコストという見積りであったということもありまして、設置する場合については、よく精査しまして最低限必要な場所に設置していければいいかと考えているところでございます。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

なかなか経費もかかるということで、一気に進めるのは難しいと思いますが、必要最低限の箇所を洗い出していただいて、何とか安心・安全につなげていっていただければと思います。

同じ防犯カメラでも、実は家庭用の防犯カメラというのがございます。実はインターネットで調べてみましたが、家庭用防犯カメラ売れ筋というのでは、安価なものでは4,000円台ぐらいからあります。高いのは五、六万円、もう少し、十二、三万円というものもあります。四、五千円というものも結構出ておまして、これがどういった性能のものかということまでは分かりませんが、こういったものもありますので、例えば、各家庭で希望される方があった場合、ランニングコストは各家庭持ちということになると思うんですけども、設置費用、あるいは、購入費用の補助をすることによって、防犯上、うんと効果があると思うんですが、こういった考え方は町としては考えていらっしゃるかどうか、お伺いいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

家庭用防犯カメラの設置に対する補助金ということでございますが、先ほども申し上げましたが、県内でも凶悪な犯罪が多発しているということで、各家庭でも設置したことに越したことはないと思いますが、議員もおっしゃっていたように安価な防犯カメラもありますので、自らの安全は自ら守るという先ほどの町長の答弁にもあったように、各家庭において設置していただければと現在は考えております。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

今の答弁ですと、個人でやってよといった感じでございますが。あるいは、これからでしょうが、調べていただいてこの程度のものであれば十分機能するというようなものがあれば、あるいは、町の広報紙なんかにも載せていただいて、助成はできないけれどもそういったものもあるよという紹介をしていただくことも、また1つの手段かというふうに考えておりますので、できればそういったこともやっていただければありがたいなと思います。防犯関係については終わります。

次に、防災について伺います。平成30年3月に改定された柳津町地域防災計画というのがございます。本編だけでも400ページを超える計画書ですが、5年が経過しております。まず、これは見直す必要があるのではないかと考えております。

何十年、何百年に一度というような水害が毎年、全国各地で起きており、従来の対策で十分とは言えないところもあるのではないかと。ごく最近でも東海地方で記録的な大雨があり、被害が出ています。私の姉が豊橋市に住んでおられて、連絡を取りましたら、豊橋市に嫁いで50年過ぎたけれども、初めての雨だというような表現をしておられました。当町でも、いつ災害が起きてもおかしくないと言えらると思います。

この防災計画書ですが、ざっと目を通しただけでも、例えば、改定された当初、平成30年にはコロナ感染症も発生していないため、感染症対策といった概念もあまりなく、防災計画の中の防疫活動の中でも、消毒の実施には触れられていますが、いわゆる3密の回避などについては触れられていません。コロナ感染症も5類に分類されたといっても、まだまだ怖い感染症でありますし、これ以外にも溶連菌といった感染症も増加しているとの報道もありました。感染症対策については見直しが急務であると考えています。

そして、もう1点、先ほどから出ておりますが、みらい創生課が創設されまして、災害対策本部の組織図や事務分掌、職員の配置図などにみらい創生課の名前はありません。このところを整理することは当然必要であると思うんですが、この見直しについてどういう考えをお持ちか、お伺いいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

地域防災計画につきましては、議員おただしのように、平成30年3月に改定して以来、改

正をしていないというのが現状でございます。本来であれば、災害対策基本法の規定により毎年検討し必要があれば修正することとなっておりますので、議員おただしの感染症対策につきましては、コロナ禍における避難所の開設など、防災訓練のほうでは想定して実施しているところではありますが、計画上には上がっていないということで、今後、見直しをしてまいります。また、みらい創生課の役割分担についても、併せて見直しをしてまいりますところでございます。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

当然、見直していただけるものと期待しております。なかなか、資料編を入れると相当のページ数になっておりますので、大変だと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、町長に伺ひます。町の条例第10編、防災の第1章、災害対策の中には、柳津町洪水対策情報連絡協議会設置要綱というのがあります。その3条の5項では、委員は次の各号に掲げるものの中から町長が委嘱するとあります。その委員とは、副町長、そして、県の関係部署の職員、建設事務所関係の職員2名です。それから、東北電力株式会社関係の職員4名、そのほか、町では町会議員2名、関係する各区長さん11名、合わせて20名となっておりますが、町長はこの20名の方に対して委嘱状を発行しているのでしょうか。また、その第5条では任期を2年とすることになってはいますが、先ほども言ひましたが、この中には異動や転勤のある方が含まれてはいますし、各町の区長さんについても1年任期の地区もあるということから、現実的ではないのではないかと。そこも含め見直しを図る考えはあるのかどうかをお伺ひします。

○議長

町長。

○町長

柳津町洪水対策情報連絡協議会についてのご質問だと思います。議員おただしのとおり、20名で発足をしたということですが、発足当時には私は町長ではありませんでしたので、委嘱状の交付について今、確認しましたら、委嘱状は交付していないというようなことでありました。そして、この協議会は平成23年の新潟・福島豪雨、これを教訓に只見川流域の被害防止と住民の安全確保のために立ち上げた協議会であるということで、構成メンバーについ



ては今ほど議員がおっしゃった内容となっております。任期は2年ということになっていま  
す。現在、状況確認をしたところ、平成27年度に開催したのを最後に、その後については開  
催されていないという状況であります。

見直しということですが、現在は、只見川洪水対策連絡協議会という別の組織があ  
りまして、これは国、県、町、消防団、警察署、東北電力などによって構成されているとい  
うことであります。毎年、ダムの管理体制や警戒態勢、河川整備などを協議しておりますの  
で、今後は、町の先ほどの協議会の在り方でありますけれども、これについては見直しを含  
めて検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長

5番、岩渕清幸君。

○5番

必要性、あるいは、その有効性、そういった観点からも、この要綱、改廃も含め検討し、  
すっきりさせたほうがいいのではないかと考えています。

それで、柳津町の災害というのは、火災を除きますれば、地震と水害ということになって  
くると思います。圧倒的に水害、災害状況を見てもかなりの回数、地域防災計画の中にも載  
っておりまして、かなりの被害が出ております。

それで、防災マップでございますが、町の避難所、主に地区の集会所が避難所になってい  
るところが多くございます。中には、大雨の際の避難所としては適さないものもかなりある  
のではないかと。あるいは、避難経路の安全性についても疑問が残るところもあると。災害  
の種類によって避難場所を変えるような防災マップの見直しをするべきと考えますが、町の  
考えをお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

防災マップの見直しということですが、おただしのおり、災害の種類によって避  
難ルートが使えないところも出てくるかと思われますので、そういった場合の避難場所の選  
定なども今後、町の防災計画の見直しと併せて実施していきたいと考えております。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

防災マップの見直しということで、よろしくお願ひしたい。

次に、夜間の防災体制について伺います。現在、町では、職員による宿直体制を廃止し、夜間の対応を業者に委託しておりますが、緊急時、例えば地震や火災など、突然発生する災害の対応について、それぞれ手順などについてはマニュアルを作成されていると思っております。しかし、夜間の警備に、一応、会社にお任せしてあるというようなことで、慣れない方が来る場合もあるのではないかと。突発的なことに対して警備会社との取決めや社員の教育の実施状況についてお伺ひします。

各課長への連絡や町長や副町長などの連絡、消防団長さんへの連絡など、あるいは、防災無線の取扱いや放送の仕方など、突発的なときにいろんなことを行わなければならないと思っております。社員というか、柳津町に派遣される方に対して、どの程度のスパンで教育や訓練を行っているのか。また、不慣れな方が来たときに、警備会社から町に対して報告とか申入れとかがあるのかどうか。その辺の取決めについてお伺ひいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

夜間の災害対応ということで、役場については現在、警備会社のほうに委託をして実施しておりますが、災害や火災、地震などの発生時の対応ということでございますが、あらかじめ大雨などが予想される場合には、職員が庁舎に詰めているなどの対応をしておりますが、急な対応につきましては、令和3年度から宿直体制を廃止しておりますので、警備会社の社員のほうに毎月、定期的に防災無線の使い方について実践していただいております。現在、3名ほどで警備、回しながらやっておりますので、初めての方については、初めて就いたときに防災無線の操作の方法等を指導しているほか、毎月、定期的実施しております。

また、緊急連絡先、それから、マニュアルにつきましては、議員おただしのように、作成しております対応しているところでございます。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

当然、突発的な地震、火災、そういったものの場合に、どうしても最初の対応は警備会社の職員ということになるかと思しますので、その辺の教育、訓練の実施、しっかりやっていただきたい。戸惑うことのないように、まず、気持ちの持ち方から教育すべきかと思しますので、よろしくをお願いします。

次ですが、災害時のファーストインフォーマーというふうに言われていますが、第一情報提供者としてラジオの果たす役割は大きいものがあると思います。この件については、今年に入ってですか、全員協議会で説明を受けた記憶はございます。かなり大金がかかるんだよというような説明は受けた記憶はございますが、改めて伺います。柳津町には、難聴地域が結構、存在しています。難聴解消のための中継局整備に対し、民放ラジオ難聴解消支援事業というのがございます。これは、地域的な問題で難聴になった場合は3分の2の補助が出るというような事業でございます。地理的・地形的難聴、外国波混信は3分の2の補助ですね。なっていますので、こういった補助事業を利用し、難聴地区解消事業を検討すべきだと思いますが、町の考えを伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ラジオの難聴地区の解消というところのご質問でございますが、昨年、12月の全員協議会のほうでも説明した内容と重複して大変申し訳ございませんが、やはり難聴地区を全て解消するとなると、1か所、基地局、それから20か所の中継局が必要になってくるものと思われまます。それに対する経費も7億円から8億円というところと年間のコスト、維持するためのメンテナンスコストというものが1億円かかるという試算でございますので、3分の2の補助に該当するとしても、かなり町の持ち出しが多くなると予想されますので現在、防災に関しましても、スマートフォンのアプリでラジオが聞けるアプリがございます。携帯電話のエリアというのも近年拡大しつつありますので、みらい創生課としましては、スマートフォンを活用した携帯電話でのエリア拡大に伴う防災の対策を考えてまいりたいと思います。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

すみません、私の記憶違いで。12月でありましたか。確かにそのときにも説明を聞いております。

今ほどの答弁ですが、スマホのアプリというようなことでラジオ、あるいは、ということになるかと思いますが、スマホも各メーカーによってややばらつきがあるということで、スマホの受信できるエリアも町内全て網羅するにはまだ少し時間がかかるのかなという気はしておりますが、これについて、居住区域はほぼ通話可能だと思うんですけども、居住区域外ですね。そういったことについて、例えば、ちょっと山あいに入ったところ、あるいは、畑、農地、そういったところも含めて、そういった全エリアを、もしかしたら飯谷山や博士山なども含まれるかもしれませんが、そういったアウトドアの場合とか、そういったエリアも含めると、なかなか広いエリアになるのではないかというふうに思いますが、この辺のところの解消に向けて、現在、どの程度、私も実際、詳しく知っているわけではございませんが、まだ不通エリアがあるのではないかと考えているのですが、こういったことの調査、あるいは、この解消に向けてどんなスケジュール感を持っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

通信可能なエリアということでございますが、大手4社のKDDI、NTT、楽天モバイル、ソフトバンクといったところのエリアのほうを確認しますと、民家のあるところ、それから、道路上というのはほとんど通信可能なエリアとなっております。

また、山間部のほうに関しましては、まだまだというところもございますが、楽天モバイルなどはエリアの拡大に意欲的に働きかけを行っているところでございますので、そういった民間とのコラボが今後、防災に活用できるとしたら想定できると考えますので、今後、そういった民間の業者とアンテナを高くして連携して防災に関しましては取り組んでまいりたいと思っております。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

一応、準備した再質問は終わりです。

それで、どうしても1つ、言っておきたいのが、やはり昔は、災害は忘れた頃にやってくると言われていたのですが、最近は、忘れぬうちにやってくるものが災害だと言われておりま

す。防犯体制の整備というのは、やり過ぎはないんだろうと思っております。柳津町、大きな水害が何度か起きておりまして、私の記憶にあるだけでも4回や5回はあるわけですので、町民の生命、財産、そして、避難するにおいて手助けの必要な方が各地区に多くございますので、そういったことも含め、消防団の確保、そういった抜本的な対策を今後、検討していただきたいと。これは要望になってしまいますが、要望はいけないということで、最後に町長にお伺いしますが、抜本的に改正していくというか、改めて防災にかける意気込みをお伺いして、質問を終わります。

○議長

町長。

○町長

町の使命としては、町民の生命と財産をしっかりと守っていくということ、これは大きな大きな使命でありますから、そのために今、議員からおただしがあつた様々なことに対して可能な限り努力をしていくということが必要なことだろうと思ひます。防災、災害については、町としても今後ともしっかりと取り組んでいきたいと、そんなふうと思ひます。決意としてお伝えしたいと思ひます。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって、岩淵清幸君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日これより6月9日午前10時までを議案調査のため休会としたいと思ひますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よつて、本日これより6月9日午前10時まで休会とすることに決定しました。

◇ ◇ ◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会したいと思ひますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。(午後3時14分)